

衛生管理に関する留意事項について

鳥取労働局 労働基準部 健康安全課

地方労働衛生専門官 石田 太一

条文

令和7年6月1日施行

労働安全衛生規則第612条の2

第1項

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、

あらかじめ、

当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、

当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

第2項

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、

あらかじめ、作業場ごとに、

当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、

当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

9

条文の解説

労働安全衛生規則第612条の2 第1項

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、

あらかじめ、

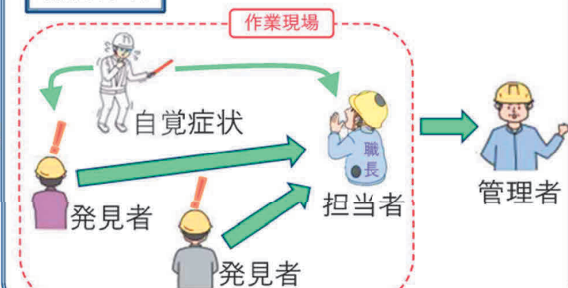
当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、

当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で

連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業

報告体制



作業開始前の指示、文書の配布、作業場への掲示等により、全ての作業者に確実に理解させる。

⇒ 報告先等が確実に伝わる必要がある

※周知..知れ渡っていること

10

条文の解説

労働安全衛生規則第612条の2 第2項

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、

あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、

当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業

熱中症の症状の悪化を防止する
必要な措置・手順



熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送



作業開始前の指示、文書の配布、作業場への掲示等により、全ての作業者に確実に理解させる。

⇒ 確実に伝えることが必要

11

労働安全衛生規則の改正（全体像）

基本的な考え方

見つける



(例) 作業員の様子がおかしい…

判断する



(例) 医療機関への搬送、救急隊要請

対処する



(例) 救急車が到着するまで作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却

現場の実態に即した具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実態にあった内容にしましょう。
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。
※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとします。

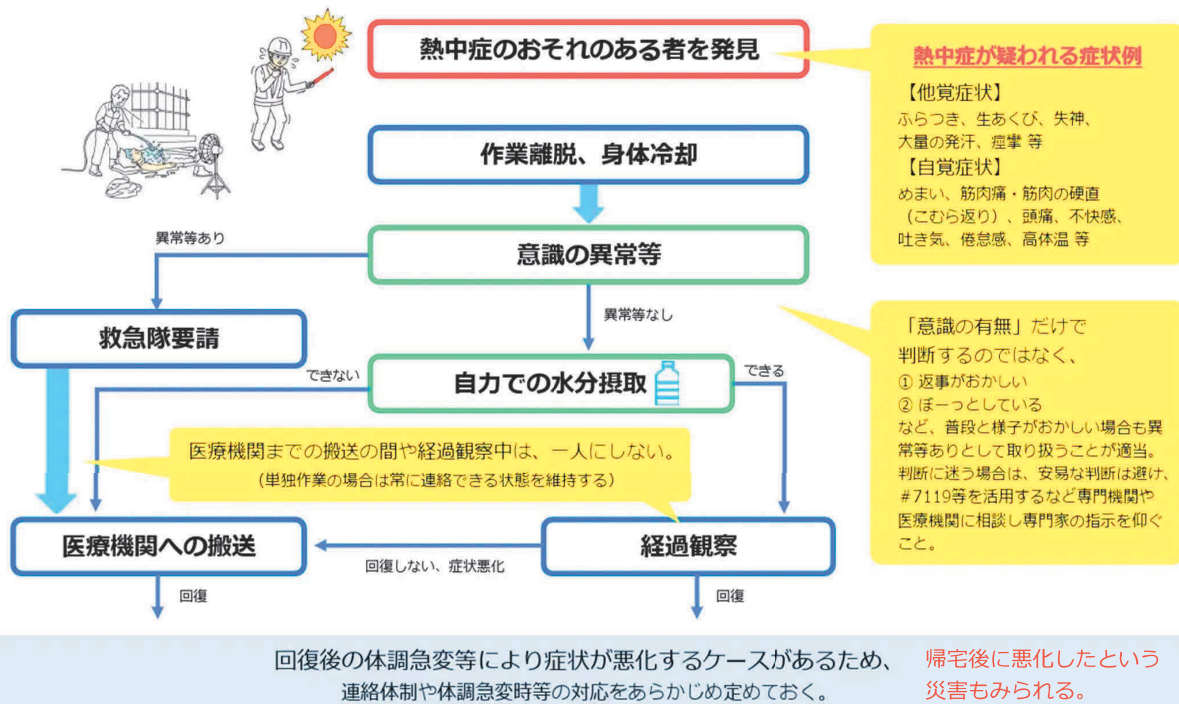
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

12

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図①

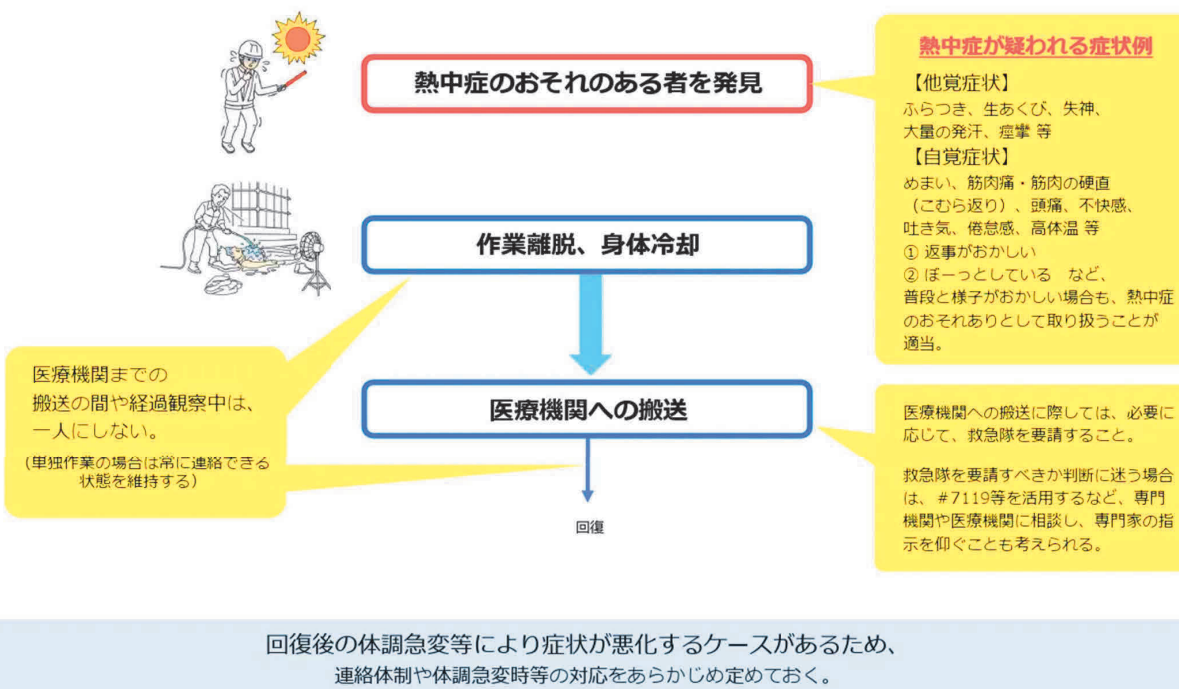
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



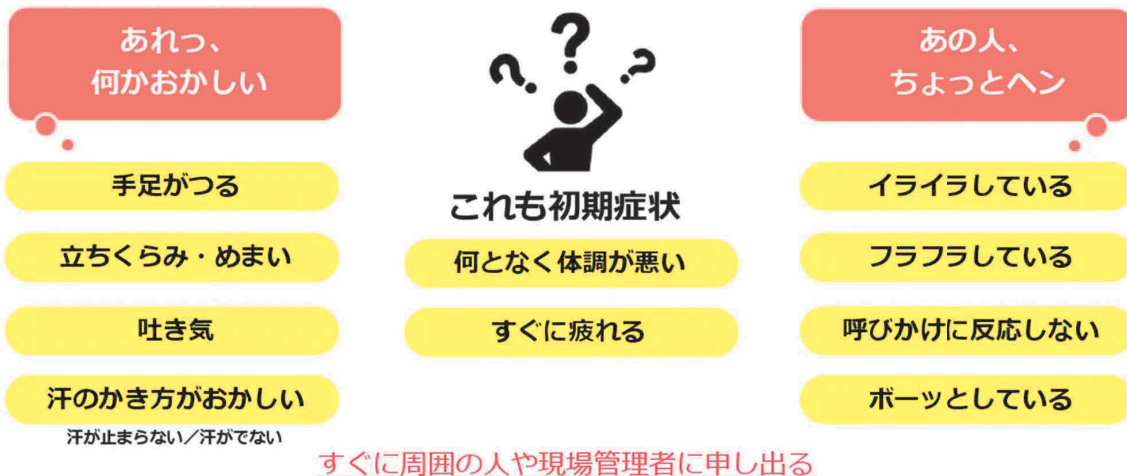
13

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



14



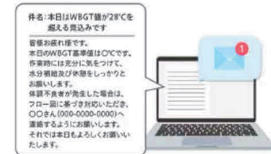
手順や連絡体制の
周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】



【メールやイントラネットでの通知】

熱中症が起きやすい条件

- ① 高温・多湿の炎天下（周囲の反射熱が強い場所）
- ② 気温28度以上・湿度75%以上（風通しの悪い室内など）
- ③ 熱帯夜が続く時期（十分な睡眠が取れず、日中の疲労が回復されない、体調不良）
- ④ 梅雨明け直後、前日に比べ急に気温が上昇した日など、体が環境に順応しない

- ① 朝食を食べない
- ② 前日の飲酒（脱水、アルコールの分解量を理解）
- ③ 風邪気味等の体調不良
- ④ 睡眠不足
- ⑤ 基礎疾患がある（高血圧・糖尿病・心疾患・腎不全）

※アルコールの分解に必要な時間
= アルコール量(g) ÷ (体重 × 0.1)

熱中症の発生要素

蒸し暑い環境

- 高温多湿で無風の屋外作業
- 空調設備のない屋内での作業
- 工作機械等が密集している工場内
- 炎天下・照り返しのある場所

身体負荷の高い作業

- 身体全体の筋力を使う作業
- 長時間にわたる作業
- 自己判断で休憩が取れない作業
- 飲料を摂取しづらい作業

体調が良くない

- 二日酔い
- 寝不足
- 下痢（脱水状態）
- 持病（糖尿病・心臓病等）

休憩場所がない

管理体制に不備

予防対策グッズ未使用

熱中症

体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節ができなくなり、身体の機能が損なわれる

17

作業員に対する周知①

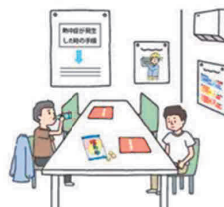
【周知にあたって留意するポイント】

全ての作業員が、報告先、措置内容・手順を確実に理解できる方法により周知する。

手順や連絡体制の
周知の一例



朝礼やミーティングでの周知



会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示・文書交付

件名: 本日はWBGT値が28℃を
超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願
いいたします。



メールやイントラネットでの通知

18

作業者に対する周知②

【例】

熱中症対応表

熱中症かも？と感じたら

- 手足がつかる
筋肉硬直
- 立ちくらみ
めまい
- 頭痛
不快感
- 吐き気
倦怠感
- 汗のかき方
おかしい

我慢せず、すぐに周囲の人や担当者に申し出ること

熱中症のおそれのある者を発見

イライラ・フラフラしている ホーツとしている 呼びかけに反応なし

担当者に連絡

Check! 意識はありますか？

意識がない／返事がおかしい 意識はしっかりしている

すぐに救急車要請

涼しい環境に避難

脱衣・冷却する

涼しい環境に避難させる

脱衣・冷却する

Check! 水分を自力で摂れますか？

いずれの場合でも
絶対に
一人にしない!

摂れない(吐き気等) 摂れる

すぐに救急車要請 水分・塩分を摂る

回復しない場合
救急車要請

医療機関への搬送

担当者・連絡先

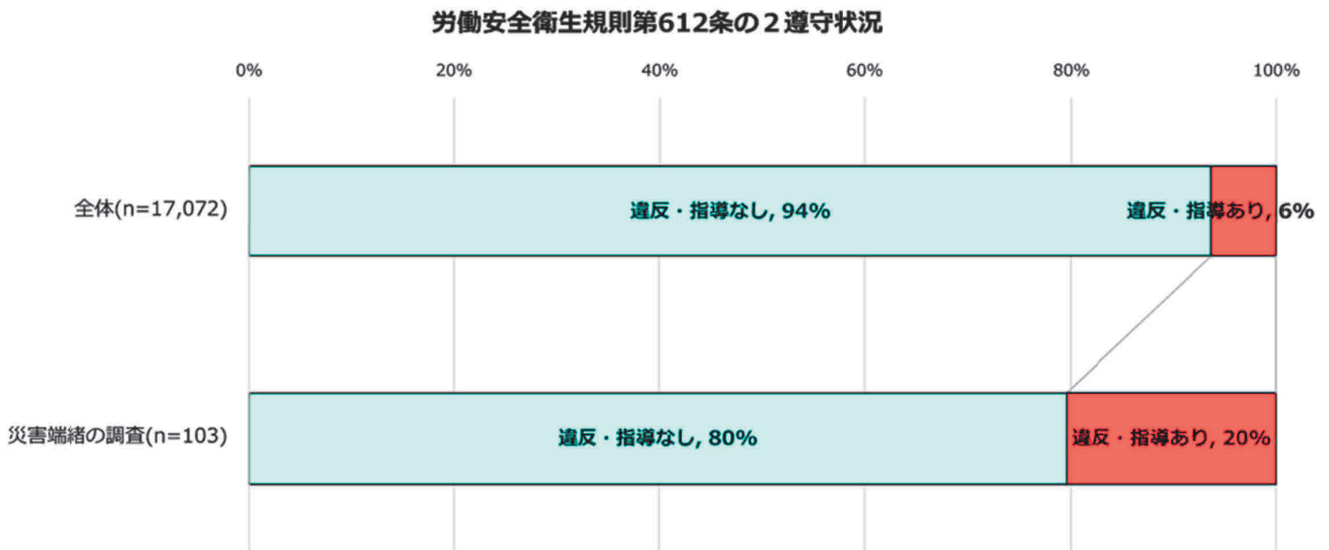
主	〇〇 〇〇	副	〇〇 〇〇
	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

搬送先

〇〇病院 〇市〇〇 △番地 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

労働基準監督署の調査（労働安全衛生規則第612条の2 遵守状況）

※労働安全衛生規則第612条の2は、熱中症の重篤化防止のため、①報告体制整備、②報告体制周知、③措置手順作成、④措置手順周知の措置を義務づけているもの。当該条文の遵守については①～④全ての措置を実施する必要がある。



※「違反・指導なし」は①～④のいずれの措置においても違反及び指導がなかった件数を集計

20

罰 則

労働安全衛生法第22条(※)違反として、6か月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられる可能性がある(第119条※)。事業主も両罰規定で罰金刑の可能性はある(第122条)。

※第22条

事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

… 2 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害

※第119条

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。…第20条から第25条まで…の規定に違反したとき。

※第122条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して…第119…違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

21

その他熱中症に関連する安全衛生関係法令

(温湿度調節)

第606条 事業者は、暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるものについては、冷房、暖房、通風等適当な温湿度調節の措置を講じなければならない。

(有害作業場の休憩設備)

第614条 事業者は、著しく暑熱、寒冷又は多湿の作業場、有害なガス、蒸気又は粉じんを発生する作業場その他有害な作業場においては、作業場外に休憩の設備を設けなければならない。

(発汗作業に関する措置)

第617条 事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない。

(※塩飴や塩タブレット等のほか、スポーツドリンクなどの飲料水中に含まれる塩分も含む)

(雇入れ時等の教育)(職長等の教育)…第35条、第40条

→「事故時等における応急措置及び退避に関すること」、「異常時等における措置に関すること」に、熱中症に関する措置が含まれる

22

包括的な熱中症予防対策のために・・・ 全文→



リーフレット等→



職場における熱中症防止のためのガイドライン 概要

第1 目的等	職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。 事業者は、第2に基づき熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第3から選択して実施。
第2 熱中症リスクの評価	
1 有害性の要因の特定	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定 <ul style="list-style-type: none"> ・有害性としては、①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服・保護具、④身体作業負荷の大きい作業 が挙げられる。
2 湿球黒球温度の値（WBGT値）の把握	<ul style="list-style-type: none"> ● JIS B 7922等に適合したWBGT指数計で実測
第3 熱中症リスクに応じた措置	
1 労働衛生管理体制の確立等	<ul style="list-style-type: none"> ● 衛生委員会等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要。 ● 各種管理者等の選任と役割 <ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討。 ● 作業手順・作業計画の策定 ● 報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知
2 作業環境管理	<ul style="list-style-type: none"> ● WBGT値の低減 <ul style="list-style-type: none"> ・発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等。 ● 休憩場所の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい。
3 作業管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 作業時間の短縮等 作業の休止時間や休憩時間の確保。 ● 暑熱順化 計画的に暑熱順化期間を設ける。 ● フレックリング 作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制。 ● 水分及び塩分の摂取 水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取。 ● 服装による身体冷却 透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用。 ● 作業中の監視 高温多湿作業場所での作業中は監視を頻繁に行い、健康状態を確認。 ● 業種・作業別の対応例
4 健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康診断結果に基づく対応 ● 日常の健康管理等 ● 作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないかなど、声かけ。
5 労働衛生教育	<ul style="list-style-type: none"> ● 簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。 ● 熱中症予防管理者労働衛生教育 ● 職長等向け教育 ● 作業従事者向け教育
6 異常時の措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施時期 ● いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について ● 注文者や作業場所管理事業者による配慮 ● 労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について
図表等	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体作業強度等に応じたWBGT基準値 ● 衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正值（℃-WBGT） ● 熱中症の症状と分類 ● 熱中症による健康障害発生時の対応計画 ● 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病の特徴等

23

職場における熱中症防止のためのガイドライン策定の背景

これまでの熱中症基本対策要綱、熱中症クールワークキャンペーン実施要綱を一体化する。

業種・業態により作業内容や作業場所による制約条件などが異なり、対策の実施に当たっての留意点も様々なものがある。

一律による対策を示すのではなく、複数のオプションの中から、事業者がその業種・業態に応じて適切な対策を選択できるように、包括的に熱中症防止対策をまとめたガイドラインを策定することが有効。

(職場における熱中症防止対策に係る検討会)

24

職場における熱中症防止のためのガイドライン (令和8年3月18日)

○労働安全衛生規則に定められている内容の遵守は大前提

○熱中症リスクの評価

1 有害性の要因特定

- ①高温・多湿 ②連続作業 ③通気性・透湿性の低い衣服、保護具
- ④身体的負荷の大きい作業

2 WBGT値(湿球黒球温度)の把握

- ・日本産業規格JIS・Z・8504、JIS・B・7922に適合したWBGT指数計
- ・随時の把握(時間、場所によって変化する)
- ・個々の作業場所で評価(炎天下、熱源の有無、風通しなどを考慮)

3 熱中症リスクの評価・検討

2種類の表を用いた
リスクの見積もり

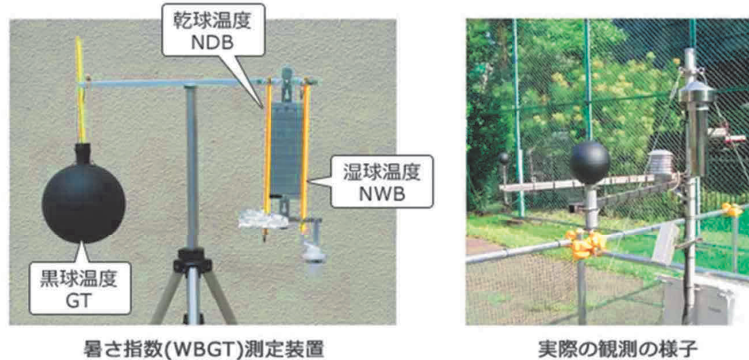
疾病、加齢、障がいなどの考慮



25

暑さ指数(WBGT)湿球黒球温度とは

暑さ指数(WBGT)は、Wet Bulb Globe Temperature (湿球黒球温度)の略称で、下記の測定装置の3種類の測定値(黒球温度、湿球温度及び乾球温度)をもとに算出されます。



- 黒球温度 (GT:Globe Temperature) は、黒色に塗装された薄い銅板の球(中は空洞、直径約15cm)の中心に温度計を入れて観測します。黒球の表面はほとんど反射しない塗料が塗られています。この黒球温度は、直射日光にさらされた状態での球の中の平衡温度を観測しており、弱風時に日なたにおける体感温度と良い相関があります。
- 湿球温度 (NWB:Natural Wet Bulb temperature) は、水で湿らせたガーゼを温度計の球部に巻いて観測します。温度計の表面にある水分が蒸発した時の冷却熱と平衡した時の温度で、空気が乾いたときほど、気温(乾球温度)との差が大きくなり、皮膚の汗が蒸発する時に感じる涼しさ度合いを表すものです。
- 乾球温度 (NDB:Natural Dry Bulb temperature) は、通常の温度計を用いて、そのまま気温を観測します。

26

<暑さ指数を用いた指針>

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安 ^(注1)	日常生活における注意事項 ^(注1)	熱中症予防運動指針 ^(注2)
31℃以上	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28~31℃ ^(注3)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10~20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人 ^(注4) は運動を軽減または中止。
25~28℃ ^(注3)	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21~25℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

(注1)日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.3」(2013)より
(注2)日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」(2019)より、同指針補足:熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や機体特性に配慮する。
(注3)28~31℃は28℃以上31℃未満、25~28℃は25℃以上28℃未満とする。
(注4)暑さに弱い人は体力の弱い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

暑さ指数(WBGT)の入手方法

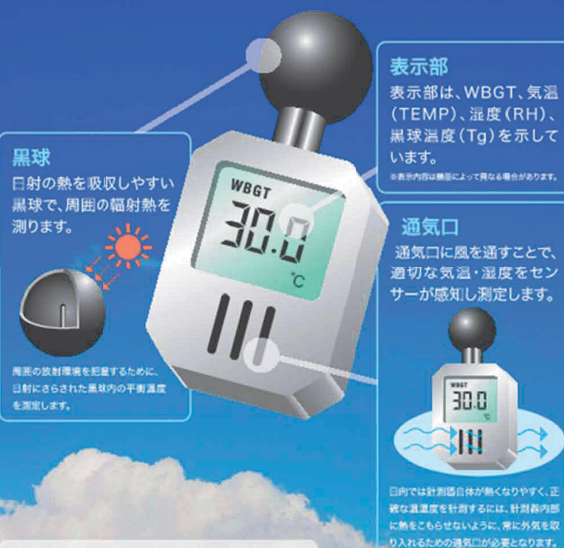
お出かけ前、運動前にこれらの暑さ指数(WBGT)をチェック! 明日、明後日の暑さ指数(WBGT)予測値はこちらから入手できます。

環境省熱中症予防情報サイト
<https://www.wbgt.env.go.jp>



屋外日向けの

暑さ指数計の使い方



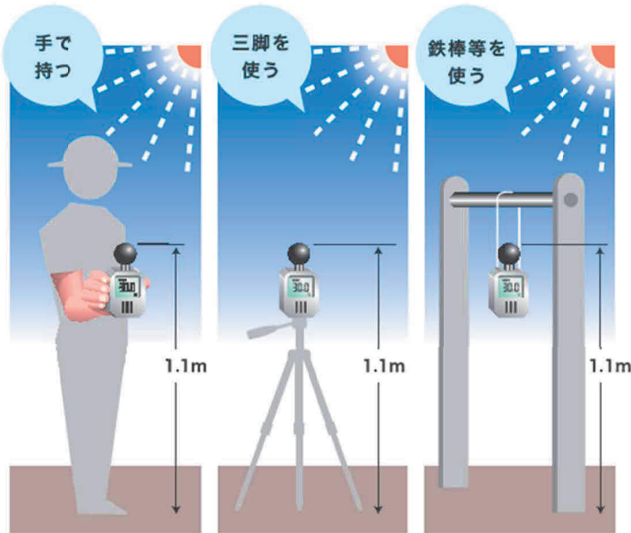
お勧めする暑さ指数計とは?

「黒球付き暑さ指数計」
黒球がないタイプのもの(室内用等)は、屋外では正しくWBGTが計測されないため、黒球付きのものを推奨します。



27

推奨する 屋外での測定方法



手で持って測定する場合は、黒球を握ったり、通気口をふさいだりせず、直射日光に当てる。

ポイント

- ・黒球を日射に当てる(黒球が陰にならない)
- ・地上から1.1m程度の高さで測定
- ・壁等の近くを避ける
- ・値が安定してから(10分程度)測定値を読み取る

※屋外の計測は熱中症の危険性が高まるため、事前に水分補給をし、帽子を被り測定するようにしましょう。

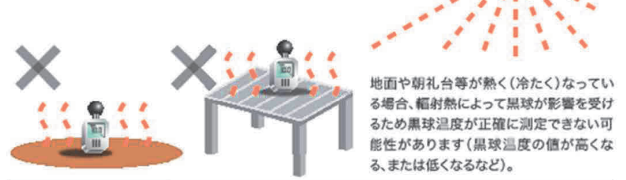
正確に測定できない可能性がある測定方法

例1 測定器に日射が当たらない。



測定器が陰になると、日射の輻射熱(日射や地面からの反射による熱)が正確に測定できない可能性があります(黒球温度の値が低くなるなど)。

例2 地面、朝礼台等の上に直接置く。



地面や朝礼台等が熱く(冷たく)なっている場合、輻射熱によって黒球が影響を受けるため黒球温度が正確に測定できない可能性があります(黒球温度の値が高くなる、または低くなるなど)。

例3 黒球を握る、通気口をふさぐ。



黒球を直接握ったり、通気口をふさいだりすると、体温によってセンサーに影響が出る可能性があるため、直接握ったり、ふさいだりしないようにします。特に、通気口をふさぐと正確な測定ができません。

暑さ指数(WBGT)とは?

暑さ指数(WBGT)とは、熱中症を予防することを目的として提案された指標です。単位は気温と同じ摂氏度(°C)で示されますが、その値は気温とは異なります。暑さ指数(WBGT)は人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標です。ISOでは0.7×湿球温度+0.2×黒球温度+0.1×乾球温度で定義されています(日射の場合)。

2種類の表 作業内容、作業場所、服装(着衣補正)、作業時間、身体負荷を考慮

表1-1 身体作業強度及び暑熱順化の状況に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT基準値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記);手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け);腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作)。立位でドリル作業(小さい部品);フライス盤(小さい部品);コイル巻き;小さい電機子巻き;小さい力で駆動する機械;2.5 km/h以下での平坦な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業[くぎ(釘)打ち、盛土];腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両);腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫);軽量の荷車及び手押し車を押し引きしたり引いたりする;2.5 km/h~5.5 km/hでの平坦な場所での歩き;鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業;重量物の運搬;ショベル作業;ハンマー作業;のこぎり作業;硬い木へのかなな掛け又はのみ作業;草刈り;掘る;5.5 km/h~7 km/hでの平坦な場所での歩き。重量物の荷車及び手押し車を押し引きしたり引いたりする;鋤物を削る;コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動;おの(斧)を振るう;激しくシャベルを使ったり掘ったりする;階段を昇る;平坦な場所では7km/h以上で平坦な場所を歩く。	25	20

表1-2 衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正值(°C-WBGT)

組合せ	コメント	WBGT値に加えるべき着衣補正值(°C-WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層のSMS不織布製のつなぎ服	SMSはポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境温度に影響され、多くの場合、影響は小さくなる。	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境温度に影響され、多くの場合、影響は小さくなる。	11
服の上に着たフードなしの不透湿性のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

注記1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

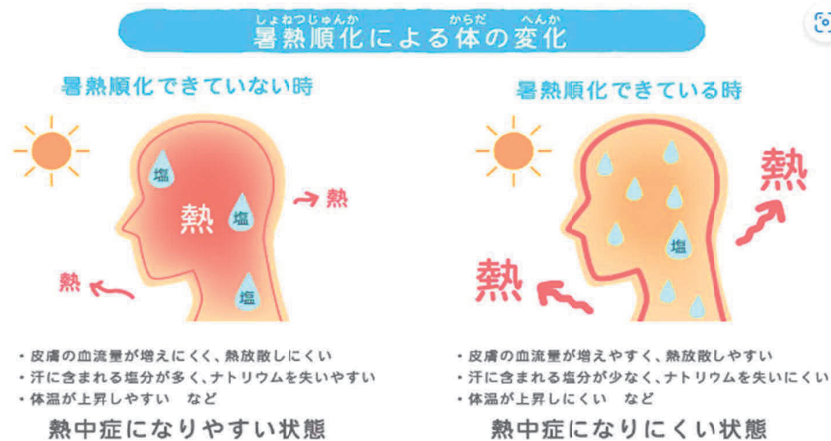
注記2 SMSはスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの3層構造からなる不織布である。

注記3 ポリオレフィン、ポリエチレン、ポリプロピレン、その共重合体等の総称である。

暑熱順化による変化

人は運動や仕事などで体を動かすと、体内で熱が作られて体温が上昇します。体温が上がった時は、汗をかくこと（発汗）による気化熱や、心拍数の上昇や皮膚血管拡張によって体の表面から空気中に熱を逃がす熱放散で、体温を調節しています。この体温の調節がうまくできなくなると、体の中に熱がたまって体温が上昇し、熱中症が引き起こされます。

暑熱順化がすすむと、発汗量や皮膚血流量が増加し、発汗による気化熱や体の表面から熱を逃がす熱放散がしやすくなります。



衛生管理体制の確立

（1）責任者の選任

衛生管理者、衛生推進者、熱中症予防管理者

○責任者に行わせる業務

- ・ WBGT基準値の設定、着衣補正の要否の確認
- ・ WBGT低減策の検討と実施状況の確認（作業時間短縮など）
- ・ 暑熱順化、体調の状況確認（入職、朝礼、休暇明けなど）
- ・ 職場巡視（水分、塩分の摂取状況）
- ・ 退勤後の体調悪化
- ・ 各自への教育状況の確認

（2）作業手順・作業計画

- ・ 夏季の暑熱環境を考慮
- ・ 暑熱順化プログラム、教育実施
- ・ 休憩時間、作業中止の基準、服装
- ・ 緊急時の連絡体制

（3）報告体制の整備、周知

- ・ 義務化された労働安全衛生規則を「含めた」報告体制の整備

リマインド（義務化されている内容以外でもこれに準じて実施）

労働安全衛生規則の改正について



1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。
※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとします。

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

32

熱中症リスク低減の検討

○作業環境管理

○作業管理

○健康管理

○労働衛生教育

33

(1) WBGT低減

- ・ 遮へい（発熱体と作業従事者の間に遮へい物の設置）
- ・ 直射日光、壁面、地面からの照り返しを遮る方法の有無
- ・ 通風、冷房、ミストシャワー
- ・ 冷却設備（既存）の点検
- ・ 湿度に注意（熱中症は高温「多湿」が要因の一つ）
→散水して多湿となるとリスク可能性あり

34

作業環境管理の例

- グリーンカーテン、スポットクーラー、ミスト扇風機、業務用扇風機などを設置している。
（建設業、運送業：港湾荷役業）【写真 7.8】
- スポットクーラーは冷風が出るが、本体から熱が発生することや、消費電力が大きいことから、排熱がなく、消費電力が少ない低消費電力冷風機を多数設置している。（運輸業）
- 解体工事は屋根のない屋外作業がほとんどであり、解体用作業重機は運転席にクーラーがついているものを採用している。（建設業）【写真 9】
- 運送業において積み下ろし先で休憩場所がない場合、クーラーをかけたトラックの運転席を休憩場所とするなど、臨機応変に対応するよう指導している。（運輸業、建設業）



【写真 6】 日よけの設置

【写真 7】 業務用扇風機・スポットクーラーを設置

【写真 8】 屋外にミスト扇風機の設置

【写真 9】 クーラーがついている重機を採用

35

作業環境管理（休憩）

（2）休憩場所の整備など（留意点含む）

- ・ 冷房、涼しい休憩場所の確保
- ・ 速やかに利用できる、横になれる
- ・ 空調設備、氷、アイススラリー（液体と氷の粒）
冷たいおしぼり、水風呂、シャワー
- ・ 日傘、日よけテント
- ・ 飲料水、スポーツドリンク、経口補水液、塩飴
（糖分、塩分含有量に注意）
- ・ 熱中症が疑われる者の処置（退避、冷却等）手順の掲示

36

作業環境管理の例



【写真 10】 休憩場所の確保（スポットクーラー）



【写真 11】 解体中のビル内休憩場所



【写真 12】 休憩場所（1間×1間）完成



【写真 13.14】 休憩場所を確保（一定の高さを確保して日よけとなる遮光ネットを設置）



【写真 15】 建設物の中に休憩場所を設置



【写真 16】 移動休憩車

37

作業環境管理の例

フローズンシャーベット製造機の導入

スポーツドリンクをフローズンシャーベット状態にできる機械を導入、飲料より体温低下効果大



ミストファン

ミストファンを設置、ファンから2mの位置でミストファンによる濡れが軽減され、かつ効果も大で暑熱ストレスレベルの軽減効果あり



【写真 26】塩飴で塩分補給



【写真 20】屋外にある建設事務所前に飲料自動販売機を設置



【写真 21】休憩場所に飲料自動販売機の設置

38

作業管理

(1) 作業時間の短縮などの検討

・作業休止時間、休憩時間の確保、連続作業時間短縮

注3 身体を冷却する服を着用していないなど、特段の熱中症予防対策を講じていない場合における「休憩時間の目安」：暑熱順化した作業員において、WBGT 値が基準値～1℃程度超過しているときには1時間当たり15分以上の休憩、2℃程度超過しているときには30分以上の休憩、3℃程度超過しているときには45分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましいこと。暑熱順化していない作業員においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましいこと（以下の表を参照）。

WBGT 基準値からの超過	休憩時間の目安（1時間当たり）
1℃程度超過	15分以上
2℃程度超過	30分以上
3℃程度超過	45分以上
それ以上超過	作業中止が望ましい

○やむを得ず作業を行う場合は...

- ・単独作業は控える 休憩時間を長めに設定する
- ・身体作業強度の高い作業を避ける
- ・作業場所の変更

39

(1) 作業時間の短縮などの検討（続き）

注4 身体を冷却する服の着用等により、作業中の深部体温の上昇や休憩中の身体冷却の促進が図られるような場合については、休憩時間を、注3に示した休憩時間の目安より短縮し、又は作業中止とする WBGT 基準値からの超過の水準を高く設定することも可能であるが、その検討に当たっては、以下、参考に掲げる知見を踏まえたものとする。また、熱中症の発症や発症後の重症化の有無及び早さは個々の作業従事者の健康状態や作業態様によって大きく異なるため、第3の4(2)に掲げる「作業中の作業者の健康状態の確認」に当たっては、周辺の作業従事者との間で2人1組で「パディ」を組ませて声かけ等により定期的に相互の健康状態や異常の有無を確認するなどにより、熱中症の未然防止や発症時の迅速な応急措置の実施に努めることが必要である。

(参考)

- ・ ファン付き作業服の着用で、休憩時間を短くすることも可能である。温度 30℃、湿度 85%における運動実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して同様の体温に到達するまで 15 分遅らせる効果があることがわかっている。
- ・ 同実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して推定発汗量を約 20% 減少させる効果があることもわかっている。

40

(2) 暑熱順化

- ・ 計画的に設ける（梅雨明け、気温急上昇、新規入職者、休暇明けなど）
- ・ 7日以上かけて実施（徐々に負担・時間増とする）
- ・ 職場以外での暑熱順化の働きかけ（無理のない程度）
- ・ 暑熱ばく露が4日中断すると大幅に暑熱順化は低下する
→連休後に注意（追加の順化期間）
- ・ スポットワーク労働者など短期間雇用者にも注意



41

暑熱順化



暑さに慣れるまでは、十分に休憩をとる
2週間ほどかけて、徐々に身体を慣らす

- 熱中症は、気温が高くない時期でも発生
- 暑さに慣れると、早く汗が出るようになり、体温の上昇を食い止められる
- 暑くなる前に身体を熱中症対応モードにして、暑さに強い身体を作る

特に気をつける必要がある人

⚠ 入職したての人



作業初日は
身体への負担が大きい

⚠ 長期休暇あけの人



数日間でも
暑い作業から離れると
慣れの効果はなくなる

42

➔ 暑熱順化トレーニング

日常生活の中で、無理のない範囲で汗をかくようにする
数日から2週間ほど続けて完了する

歩く・走る

(帰宅時に一駅分歩くのもOK)

歩く目安
30分

走る目安
15分

頻度目安
週5回



自転車

運動目安
30分

頻度目安
週3回



適度な運動

(筋トレやストレッチなど適度に汗をかくもの)

運動目安
30分

頻度目安
週5回～毎日



入浴・サウナ

(お風呂はシャワーだけでなく、湯船につかる)

頻度目安
2日に1回



43

暑熱順化に向けた取組みの例

- 暑熱順化する方法や暑熱順化を失わないための方法などについて、独自の資料・ポスターを作成している。これらの資料は元請事業所の協力会社の団体を介して他社にも普及させている。(建設業)【写真 27.28】
- 暑くなる前に発汗を促すような運動を行うなど、暑さに体を慣らす工夫をするよう指導している。(建設業)



【写真 27.28】教育資料：熱中症未然防止キャンペーン

44

作業管理

(3) プレクーリング

深部体温（※）を下げる（必要に応じて作業開始「前」にすることも検討）

（※血液、臓器などの身体内部の対応。表面より1度程度高い）
（首、脇、足付け根などを冷やす）

(4) 水分、塩分

- ・ 労働安全衛生規則第617条に注意
- ・ 定期的な摂取の指導（自覚症状に頼らない）、摂取実績確認表
- ・ 尿の回数、色にも注意
- ・ 加齢、疾病、高血圧などの労働者は主治医、産業医に相談

(5) 服装

- ・ 通気性、ファン付き、冷却機能付き作業服など
- ・ 安全確保の必要から通気性の悪い服装となる場合は着衣補正

45

作業管理

(6) 作業中の巡視など

- リアルタイムで各自の状況を把握する
- ・水分・塩分摂取状況
- ・健康状態（心拍、体温、尿の回数など）
- ・巡視の頻度を増やす（高温多湿作業）
- ・単独作業の状況（避ける、短時間とする）
- ・作業者同士で健康状態を確認しているか
- ・ウェアラブルデバイスによる確認の検討

ウェアラブルデバイス



作業日時		作業場所		作業内容		作業時間		水分摂取量		塩分摂取量		心拍数		体温		尿回数	
日	時	区	棟	種	種	開始	終了	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後

作業管理（業種別対応例）

対策 早朝作業 日陰で休憩



単独作業を避ける

通気性の良い作業帽



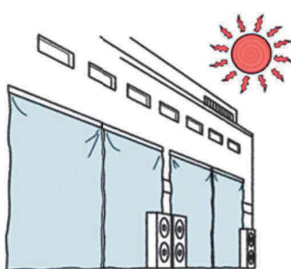
給水ボトル



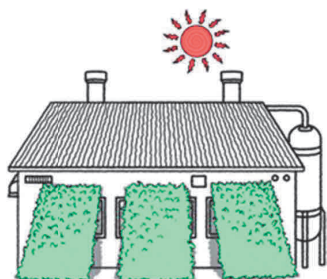
対策

窓に遮光シートを貼る

壁面緑化



遮光シート



壁面緑化



こまめに休憩（日陰）

健康管理

(1) 健康診断結果等に基づくもの

- ・ 血糖検査、尿検査、血圧、既往歴による熱中症リスクの把握
- ・ 所見があった場合、熱中症リスクのある者（※）について
医師、産業医への意見聴取

※糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経疾患、下痢・・・など

(2) 健康状態、暑熱順化、環境等の把握

- ・ 睡眠不足、前日の飲酒、朝食摂取状況
- ・ 4日以上暑熱から離れていた者の把握
- ・ 体温計、体重計の備え付け
- ・ 声かけ
- ・ 熱中症に影響のある疾病
体調不良を申し出る体制（周囲の理解）
※プライバシーに配慮

熱中症に関する健康状態自己チェックシート						
工事名：		所属会社：				
		氏名：				
●この「チェックシート」は、作業員の方が各自で毎日体調をチェックするための「チェックシート」です。 ●朝礼時と休憩時に、体調をチェックしてください。 ●休憩時のチェックで症状が認められる方は、すぐに職長又は職員に申し出てください。 ●職長は各作業員の方のチェックシートを見て、早目の対応に努めてください。						
区分	No.	チェック項目	✓	✓	✓	✓
朝礼時 チェック 既往歴・ 生活習慣		以下の人は熱中症にかかりやすい人です。				
	1	高齢者（65歳以上の人）である。				
	2	心筋梗塞、狭心症などにかかったことがある。				
	3	これまでに熱中症になったことがある。				
	4	高血圧である。				
	5	ふとっている。				
	6	風邪を引いて熱がある。				
	7	下痢をしている。				
	8	二日酔いである。				
	9	朝食を食べなかった。				
10	寝不足である。					

48

労働衛生教育

(1) 熱中症予防管理者労働衛生教育

厚生労働省ポータルサイト
関係団体実施の教育を活用

(2) 職長等の作業従事者を指揮する者向けの教育

(3) 作業従事者向けの教育



事項	範囲
(1) 熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症の概要 ・ 職場における熱中症の特徴 ・ 熱中症が発生する仕組みと症状
(2) 熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業環境管理（WBGT 値の低減、休憩場所の整備等） ・ 作業管理（作業時間の短縮、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） ・ 健康管理（日常の健康管理、作業従事者の健康状態の確認、身体の状況の確認等） ・ 熱中症予防対策事例
(3) 緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告体制の整備及び周知・手順等の作成及び周知 ・ 緊急時の救急措置
(4) 熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症の災害事例
(5) 関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症の関係法令等

49

「令和8年 STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」 (4月(準備期間含む)～9月30日)

- ・ 湿球黒球温度の値 (WBGT値) の把握とその値に応じた熱中症予防対策
(日本産業規格JIS・Z・8504、JIS・B・7922に適合したWBGT指数計)
- ・ 熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため
早期発見のための体制整備
重篤化を防止するための措置の実施手順の作成
関係作業員への周知
- ・ 糖尿病、高血圧症など
熱中症発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対し医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと

- ・ 糖尿病患者は非糖尿病患者より熱中症リスクが1.41倍高い
- ・ 30～59歳男性では特に高リスク (30代男性で最大1.69倍)
- ・ 寒冷地域・北海道の40～59歳では1.94倍
- ・ 年齢、地域間によらず糖尿病患者のほうがリスクの高い傾向

※職場における熱中症対策に係る検討会第2回資料

52

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

準備期間 (4月) に実施すべきこと

労働衛生管理体制の確立

- ・ 事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数 (WBGT) の把握の準備

- ・ JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し点検

作業手順・作業計画の策定

- ・ 暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業手順・作業計画を策定

設備対策の検討

- ・ 暑さ指数低減のための簡易な屋根、通風又は冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討

- ・ 冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討

- ・ 透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討

教育研修の実施

- ・ 各級管理者、労働者に対する教育を実施

緊急時の対応の事前確認

- ・ 緊急時の対応 (異常時における連絡体制や対応手順等) を確認し、関係者へ周知。

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

キャンペーン 期間中に実施すべき事項

STEP 1

暑さ指数 (WBGT) の把握と評価

- ・日本産業規格 (JIS) に適合した WBGT 指数計による随時把握
- ・その地域を代表する一般的な暑さ指数 (WBGT) を参考 とすることも有効

準備期間に検討した
対策を徹底する

STEP 2

測定した暑さ指数 (WBGT) に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減

服装

ブレイクリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

暑熱順化への対応

熱にならすため、7日以上かけて作業時間の調整
※新規入職者や休み明け作業者は注意が必要

日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認

異常時の対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底

少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風すること等により身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する (症状に応じて救急隊を要請)

休憩場所の設備

作業時間の短縮

暑さ指数に応じた休憩、作業中止

水分・塩分の摂取

定期的に摂取

健康診断結果に基づく対応

医師等の意見を踏まえ配慮する
①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、
⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

作業中の作業者の健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける等

54

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

重点取組期間 (7月) に実施すべき事項

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じて対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施



□ 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

55

助成金関係（リーフレット等の一部抜粋）

中小企業事業者の皆さま

令和8年度版

令和8年度エイジフレンドリー補助金のご案内（簡易版）

高齢労働者の労働災害防止を目的に、専門家による指導や設備改善等に要する費用を補助します。
雇用状況や対策・取組計画を審査の上、効果が期待できるものに限り補助金を交付します。

補助金申請受付期間 令和8年5月20日～令和8年10月31日

1. 専門家総合対策コースの（1）は令和8年5月20日～令和8年8月31日
【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中で受付けが終了することがあります。

対象となる中小企業事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・1年以上事業を実施していること。
- ・役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること。

申請にあたり、ホームページに掲載したリーフレットやQ&Aもご確認ください。

HPはこちら→



選べる補助金コース

1. 専門家総合対策コース
2. 熱中症対策コース
3. コラボヘルスコース

補助金コースは下の表を**チェック**じゃ



	補助対象	補助率	上限額
1	(1) 外部専門家によるリスクアセスメント（RA）の実施に要する費用	(1)	100万円 (1)と(2)の合計金額 (消費税を除く)
	(2) RA結果を踏まえた対策の実施に要する費用 ・滑りにくい床への改修 ・手すりの設置 ・身体的負担軽減のための補助機器の導入(重量物取扱い作業・介助作業等) ・労働者の身体機能の維持向上支援 等	4/5 (2)	
	(3) 暑熱環境による熱中症予防対策に要する費用 ・熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備 ・体温を下げるための機能のある服の導入 等	1/2 (3)	

II 熱中症対策コース 【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

補助対象

- ◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入
- ◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入
→ 屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。
(温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます)

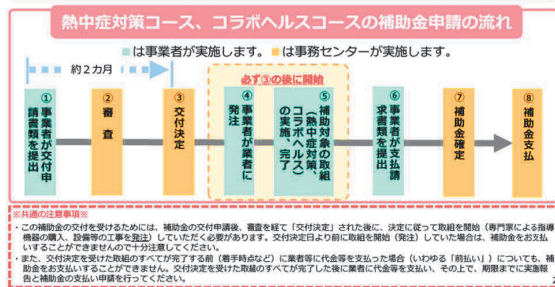
【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・ 体温を下げるための機能のある服や装備
- ・ 作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー
(熱排気を屋外へへ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る 等)

【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・ アイスラリー又は保冷剤を冷やすための専用の冷凍ストッカー
(アイスラリー又は保冷剤を保冷できる機器で、最大は400Lまで)

- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入
(使用者本人のみには通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することとを目的とし、深部体温を推定できる機能に有するものに限る)



56

参考サイト

熱中症予防スイッチ・オン

その行動、その習慣が、いのちを守る
自分でできる7つのこと

熱中症はちょっとした行動、習慣で予防することができます。
自分でできる7つの熱中症予防対策動画を紹介します。



動画一覧

1-1.熱中症を正しく知ろう 管理者編



1-2.熱中症を正しく知ろう 作業員編



2.応急手当と水道水散布法



3-1.暑さ指数の活用（測定） 管理者編



3-2.暑さ指数の活用（測定） 作業員編



4.暑熱順化



厚生労働省HP～自分でできる熱中症予防～
このほかにも事例紹介、学習教材が掲載



57

参考サイト

(参考) 職場における熱中症対策ポータルサイト

- 職場における熱中症対策をまとめたポータルサイト

ポータルサイトURL <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

○場所を問わずアクセスして学べるe-ラーニングコンテンツを拡充

○「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」などを掲載



重症度	症状	手当	詳しく知りたい方は
I度	<ul style="list-style-type: none">●顔面蒼白●脱水●吐き気●めまい、立ちくらみ●急性の筋肉痛、こむら返り	119番▶応急手当 <ul style="list-style-type: none">●冷所で安静●身体を冷やす●水分と塩分の補給●見守り	 熱中症診療 ガイドライン2024 (日本救急医学会) https://www.isam.jp/info/2024/files/20240725_2024.pdf
II度	<ul style="list-style-type: none">●口の渇き●めまい●頭痛●イライラする●倦怠感	医療機関での診療が必要	
III度	<ul style="list-style-type: none">●けいれん発作●身体が熱い●意識障害	積極的に身体を冷やす(アクティブクーリング)	
IV度	<ul style="list-style-type: none">●意思疎通ができない●深部体温が40度以上	入院治療が必要	



化学物質管理について (直近の法改正等を中心に)

令和 8 年度

鳥取労働局健康安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

化学物質関連の労働安全衛生法の主な規定

労働安全衛生法	
第28条の2 リスクアセスメントの努力義務	リスクは化学物質に限らない
第42条 譲渡制限(保護具等の構造規格)	防毒機能付き電動ファン付き呼吸用保護具等
第44条の2 型式検定(保護具等)	
第55条 製造等の禁止	石綿、ベンゼン含有ゴムのり等
第57条、57条の2 表示、文書の交付等	リスクアセスメント対象物のラベル表示、SDSの交付
第57条の3 リスクアセスメントの義務 化学物質	リスクアセスメント対象物のリスクアセスメントの実施
第59条 安全衛生教育	
第66条 健康診断	
第101条第4項 周知(SDS)	リスクアセスメント対象物のSDS事項の掲示又は備え付け

※上記は化学物質に関係の深い主な法条文のうち、有機則や特化則に委任されていないようなものを挙げた

化学物質のリスクアセスメントとは

○定義

化学物質の持つ有害性を特定し、それによる作業員への危険又は健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を行うこと

○対象事業場

化学物質を製造、取扱う全ての事業場 ▣ 業種、事業場規模関係なし

○労働安全衛生法第57条の3

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、[第五十七条第一項](#)の政令で定める物及び通知対象物（※）による危険性又は有害性等を調査しなければならない。（※リスクアセスメント対象物）

2

リスクアセスメントについて

該当する場合に実施します。

法律上の実施義務

1. リスクアセスメント対象物を原材料などとして**新規に採用**したり、**変更**したりするとき
2. リスクアセスメント対象物を製造し、または取り扱う業務の**作業の方法や作業手順を新規に採用**したり**変更**したりするとき
3. 前の2つに掲げるもののほか、リスクアセスメント対象物による**危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったり**するとき
※ 新たな危険有害性の情報が、SDSなどにより提供された場合など

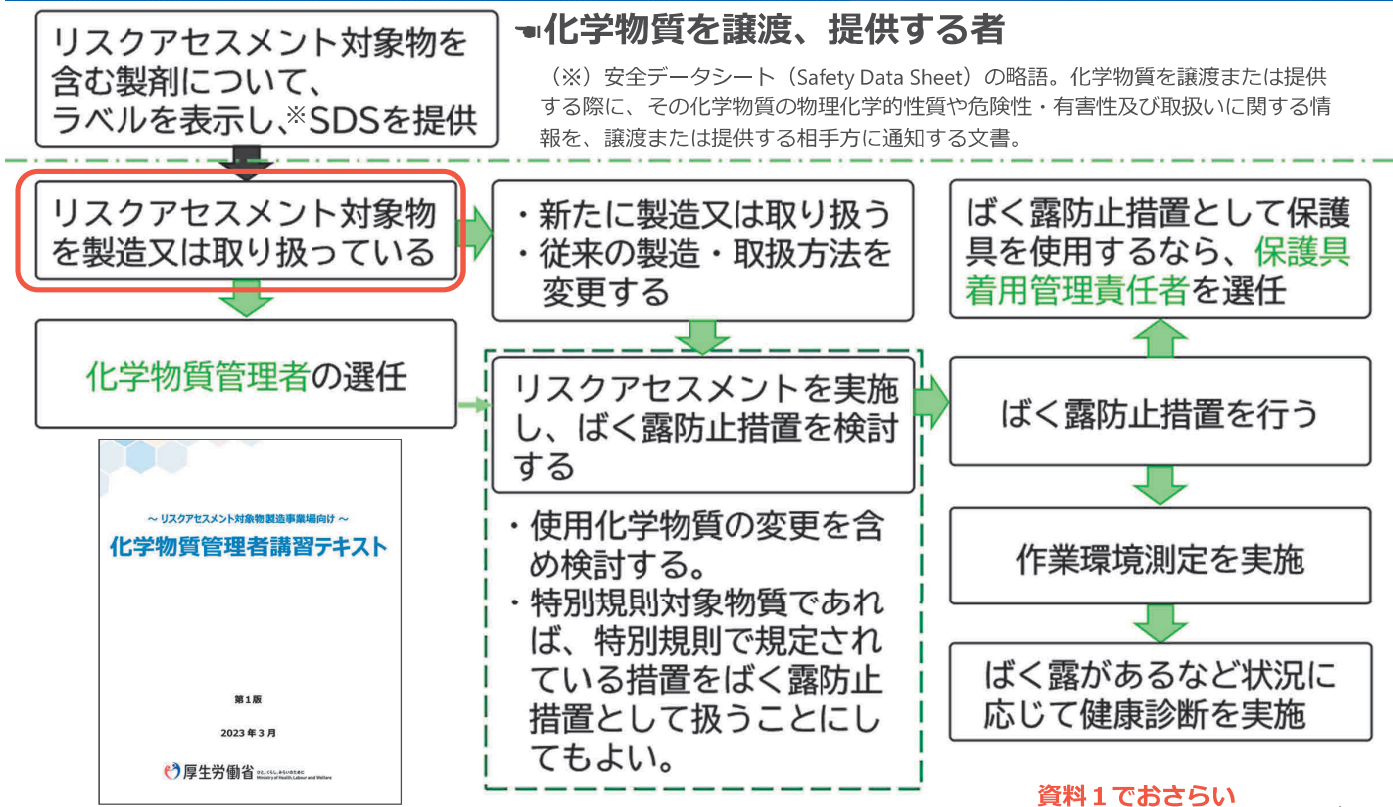
指針による努力義務

1. 労働災害発生時
※ 過去のリスクアセスメントに問題があるとき
2. 過去のリスクアセスメント実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき
3. **過去にリスクアセスメントを実施したことがない**とき
※ 施行日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、過去にリスクアセスメントを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合

3

リスクアセスメント→ばく露防止措置（概略）

（化学物質規制を網羅したものではありません）



～リスクアセスメント対象物製造事業場向け～
化学物質管理者講習テキスト

第1版

2023年3月

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

規制対象物質の拡大について

ラベル表示・SDS通知・リスクアセスメント対象が大幅に追加されます

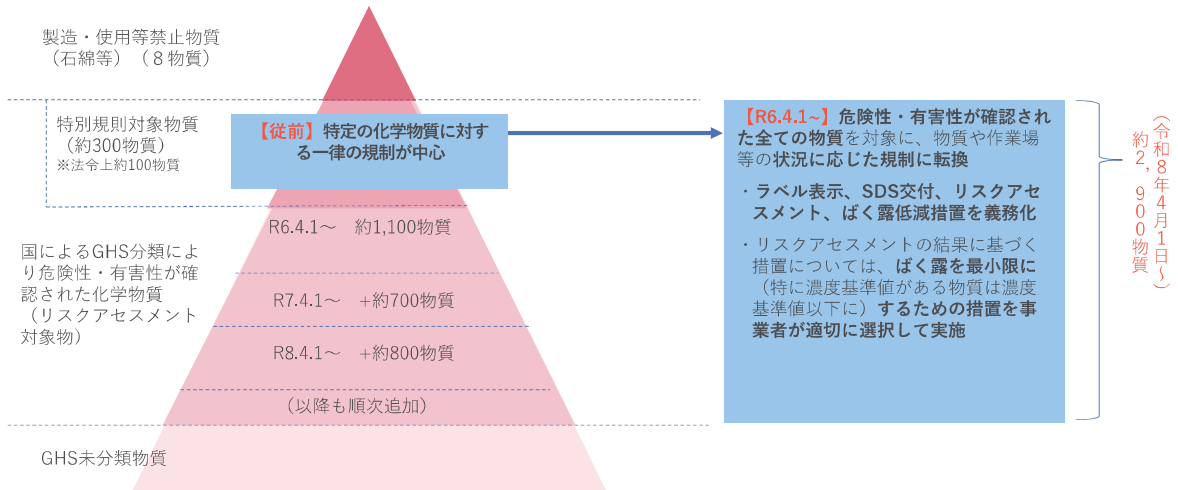
- ◆ ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント対象実施義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物質）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された物質が順次追加されます。

【安衛法第57条の3】

※令和4年・5年に改正され、施行日である**令和6年4月1日**、**令和7年4月1日**にリスクアセスメント対象物質が追加されましたが、**令和8年4月1日**にさらに追加されます。

規制対象物質の拡大について

- 化学物質管理については、物質の多様化や国際的な潮流に従い、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、事業者等による自律的な管理を基軸とする規制へ、安衛法体系の抜本的見直しが行われたところ。（令和4年から政省令改正・順次施行）
- これにより、化学物質の譲渡・提供者による「危険・有害性情報の表示（ラベル）及び通知（SDSの交付等）」や事業者による「リスクアセスメント対象物質」が、令和8年4月、危険性又は有害性がある全ての化学物質（国際的な基準に従い分類した約2,900物質）に拡大。



(注) GHS：2003年7月に国際連合から公表された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」。日本では「日本産業規格 Z7252（GHSに基づく化学品の分類方法）」において化学品の分類方法が定められており、これに基づく分類判定の結果を用いて、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質を特定している。

規制対象物質の拡大について

<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>

有害性に関する情報量

約**2,900**物質
(国がモデルラベル・SDS作成済みの物質)

国のGHS分類により危険性・有害性が確認されたすべての物質
 国が濃度基準値を設定した物質 濃度基準値未設定の物質

ラベル表示・SDS交付による危険性・有害性情報の伝達義務

SDSの情報等に基づくリスクアセスメント実施義務

ばく露濃度を「濃度基準値」以下とする義務

ばく露濃度をなるべく低くする措置を講じる義務

皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外のすべての物質について、保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務・努力義務

数万物質

国による GHS分類
 国によるGHS未分類

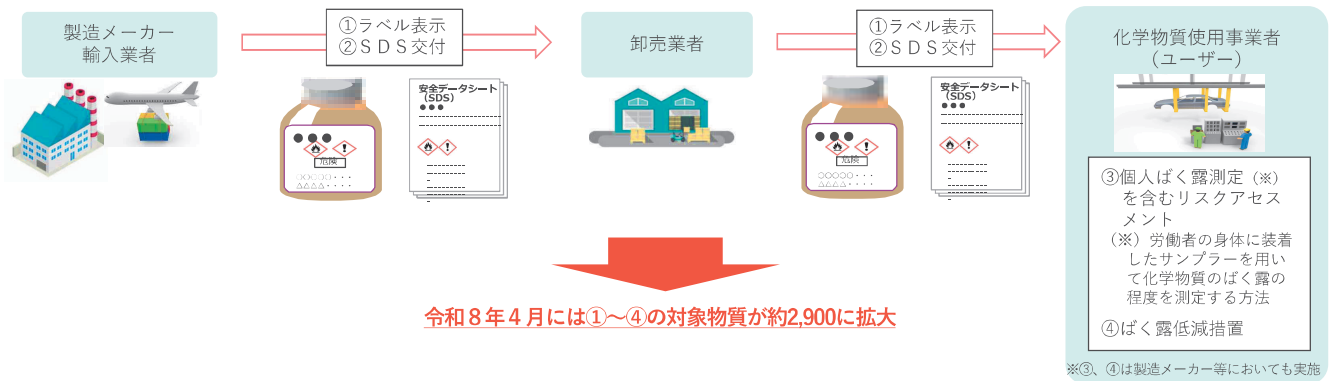
ラベル表示・SDS交付努力義務

リスクアセスメント努力義務

ばく露濃度をなるべく低くする措置を講じる努力義務

危険・有害性情報の通知制度

- 労働安全衛生法に基づき、
 - ・ 危険有害な化学物質を譲渡・提供する者（メーカー、卸売等）には、次の義務が課されている。
 - ①名称や人体に及ぼす作用などの危険有害性情報を**ラベル表示する義務**
 - ②譲渡・提供する相手方に**文書（SDS）を交付**して、**成分・含有量などの危険有害性情報を通知する義務**
 - ・ 譲渡・提供を受けたユーザー企業等は、①②の情報を踏まえた**③危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）**を行い、その結果に基づいて**④必要なばく露低減措置（例：適切な保護具の使用）**を講ずる義務が課されている。



改正内容

- 化学物質の譲渡・提供時における危険有害性情報の通知制度（SDS）の履行を確保するため、次の見直しを行う。
 - ・ 通知義務違反に対する罰則の新設
 - ・ 通知事項を変更した場合の再通知（現行は努力義務）の義務化
- SDSについて、EU等の仕組みを参考に、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について代替名等の通知を認める。なお、この場合においても、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき応急の措置等については非開示を認めない。また、医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は直ちに開示することとする。
- 危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境において、労働者が有害な因子にばく露する程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その精度を担保するため、法律上の位置付けを明確にし、有資格者（作業環境測定士）により実施しなければならないこととする。

8

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の概要（令和7年5月14日公布）

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。



4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

9

法改正事項 1 : SDSの交付等における危険有害性情報関係

背景

- 自律的管理を基軸とする新たな化学物質規制が全面的に施行され、化学物質管理の対象となる物質が増加する中で、化学物質のリスクアセスメント等の的確な実施が重要となっている。
- リスクアセスメントを的確に実施するためには、危険有害性情報を確実に入手することが必要。

法改正内容（概要）*（令和7年5月14日公布後5年以内に施行）

- SDSの交付等による危険性又は有害性等の情報の通知の義務（安衛法第57条の2第1項）に罰則を設けたこと。
- 通知事項に変更を行う必要があるとき、変更後の通知事項を速やかに通知する努力義務規定（安衛法第57条の2第2項）を義務規定としたこと。

10

法改正事項 2 : SDSの交付等における営業秘密情報関係

背景

- 安衛法第57条の2第1項第2号では、SDSに記載する事項として「成分及びその含有量」が規定されており、成分を通知しないことは認められていない。
- 一方、国際連合が策定したGHS改訂9版(2021年)では、企業の営業秘密情報の保護を保証するべきとされ、営業秘密情報の保護に関する原則や考慮事項等が示されており、EU等の諸外国では既に対応が進んでいる。
- 国際的な動向も踏まえ、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合において、リスクアセスメントの実施に支障がない等の範囲で対応することが必要。

法改正内容（概要）* 令和8年4月施行（労働安全衛生規則第57条の2第3項～第8項）

- 化学物質の譲渡提供者は、厚生労働大臣が定める化学物質について、化学物質の成分の情報が営業秘密に該当する場合には、営業秘密であることを明示し、代替化学名等を定めて通知することで成分の通知に代えることができることとした。
- 営業秘密は、秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であって公然と知られていないものであるものとし、営業秘密にできる成分は厚生労働省令で定めることとしたこと。
- 営業秘密を設定して代替化学名等の通知を行った者は、当該通知に係る通知対象物の成分、通知した代替化学名等その他の事項を記録し、保存しなければならないこととしたこと。
- 代替化学名等の通知を行った者は、通知対象物による健康障害生ずるおそれがある場合等において、医師による診断、治療その他の行為のために必要があるときは、当該医師の求めに応じて、通知対象物の成分の情報を医師に開示しなければならないこととしたこと。
- 労働安全衛生法第100条の労働基準監督署長への報告義務者に化学物質の譲渡・提供者を加えたこと。
- 厚生労働大臣は、代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとし、また、当該指針に従い、通知対象物譲渡者等に対し、必要な指導等を行うことができることとしたこと。

11

労働安全衛生規則第34条の2の6の2の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの（告示）の概要（営業秘密関係）

告示の概要

- 通知対象物のうち、下記の①～③のいずれにも該当するものを、労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度が高くない物として定める。

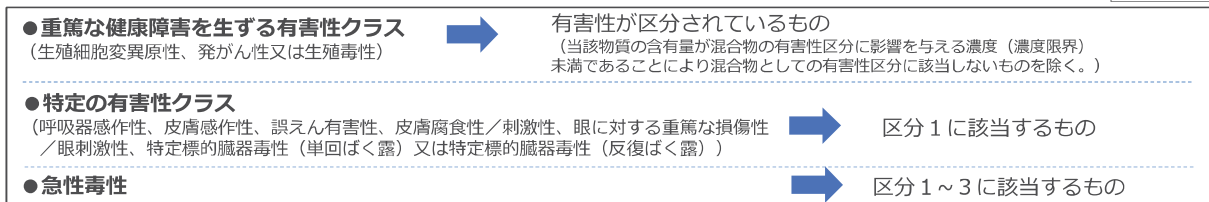
有害性に関する基準

① 法令の規制による基準として、次のいずれにも該当しないもの

- 特定化学物質障害予防規則等の特別規則の適用対象物質
- 濃度基準値が設定される物質
- 皮膚等障害化学物質等

② 有害性区分による基準（国及び事業者による危険性・有害性の分類※の結果）の次のいずれにも該当しないもの ※令和7年3月31日までの分類

毎年更新を予定



濃度に関する基準

③ 混合物中の化学物質の濃度による基準として、次に該当するもの（濃度限界が定められている有害性クラスに該当するものに限る）

- 化学物質の成分の含有量 ➡ 濃度限界未満であるもの

12

通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針の概要（営業秘密関係）

1. 指針の趣旨

本指針は、法第57条の2第8項の規定に基づき、通知対象物に係る代替化学名等の設定及び通知等の適切かつ有効な実施を図るために、適用範囲や記載方法の詳細等の必要な基本的事項について規定するものであり、通知対象物譲渡者等に対して指導を行う事由となるもの。

2. 指針の概要

○ 基本的な考え方

通知対象物譲渡者等がSDSを交付等するに当たり、GHSにおいても、企業の営業秘密情報の保持を保證すべきとされつつも、それによって作業員や消費者の健康と安全、又は環境保護を危うくすべきではない、とされていることから、リスクアセスメントに影響がない範囲内で、化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する情報である場合にのみ、当該成分の情報について代替化学名等の通知を認めることとする。

○ 適用範囲

リスクアセスメントの実施に支障がない範囲内（労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれの程度が高くない物）で厚生労働大臣が定めるものの成分の情報が、営業秘密（秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であって公然と知られていないもの）に該当する場合。

○ 記載方法等

代替化学名は、化学名を構成する要素を1つないし2つ一般名へ置換又は削除することにより設定する。なお、対象物の種類が少ない等の理由により、代替化学名によっても成分情報が特定される場合に限り、代替化学名に代わり、「人体に及ぼす作用」を通知することが認められる。

○ その他の留意事項

- ・ SDS上では、化学物質の成分の情報ごとに「営業秘密」である旨明示すること。
- ・ 医師から情報開示を求められること等を想定し、SDSには緊急連絡先を記載すること。
- ・ 代替化学名等の情報に関しては、5年間記録を保存すること 等

13

法改正事項 3 : 個人ばく露測定 の 精度担保関係

背景

- 個人ばく露測定の結果は、ばく露防止対策のための設備の改善や、作業方法や手順の見直し、有効な呼吸用保護具の選択に活用するものであり、個人ばく露測定 の 精度を担保することが必要。

法改正内容 (概要) * 令和 8 年 10 月に施行

- 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士が作業環境測定基準に従って実施することを義務付けたこと。



今後措置する事項

- 令和 7 年 1 月の「今後の労働安全衛生対策について (報告)」(以下「建議」という。)において、個人ばく露測定を作業環境測定士が実施するために個人ばく露測定に関する追加講習の修了を要件とすることが適当である旨提言されており、今後、省令等を改正し、当該要件や個人ばく露測定に関する追加講習の内容についての規定が整備される予定。

(参考: 建議抜粋)

(2) 個人ばく露測定 の 精度の担保

ア 個人ばく露測定について、作業環境測定と同様に測定 の 精度を担保するため、法律上の位置付けを明確にし、有資格者により実施しなければならないこととすることが適当である。

この有資格者の要件は、個人ばく露測定に関する追加講習を修了した作業環境測定士等とすることが適当である。

- 上記の他、作業環境測定基準に個人ばく露測定の実施方法に関する規定を追加することや、関連する政省令等の改正がなされる予定。

14

個人ばく露測定

これまでの規定

④ 金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場 (個人ばく露測定を義務付け)

② 第三管理区分作業場 (個人ばく露測定を義務付け)

① 指定作業場 (作業環境測定士による作業環境測定が義務)

③ リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う作業場 (リスク見積りのため、個人ばく露測定を行う。)

⑤ 濃度基準値設定物質を製造・取り扱う屋内作業場 (濃度基準値を超える恐れのある場合、個人ばく露測定を指針で求めている)

屋内作業場であることに注意

- 指定作業場 (①) では、作業環境測定士による作業環境測定が義務付けられている。
- 第三管理区分作業場 (②) では、令和 6 年 4 月 1 日から、個人ばく露測定が義務付けられるが、法令上、測定実施者に限定はない。※
- リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う作業場 (③) では、リスク見積りのため、化学物質リスクアセスメント指針・技術上の指針に基づき、個人ばく露測定を行う。
- 金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場 (④) では、個人ばく露測定が義務付けられているが、法令上、測定実施者に限定はない。
- 濃度基準値設定物質を製造・取り扱う行方作業場 (⑤) においては、令和 6 年 4 月 1 日から、技術上の指針に基づき、個人ばく露測定 (確認測定) を行う。

※有機溶剤、鉛、特定化学物質、粉じん

⑤濃度基準値設定物質 (労働安全衛生規則第五百七十七条の二)

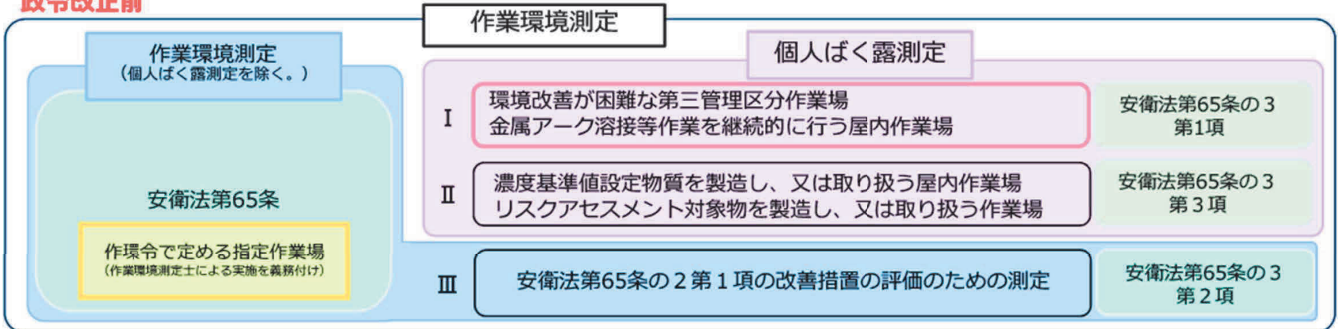
一定のばく露に抑えることで労働者の健康障害を生ずるおそれのないものとして厚生労働大臣が定めるもの

15

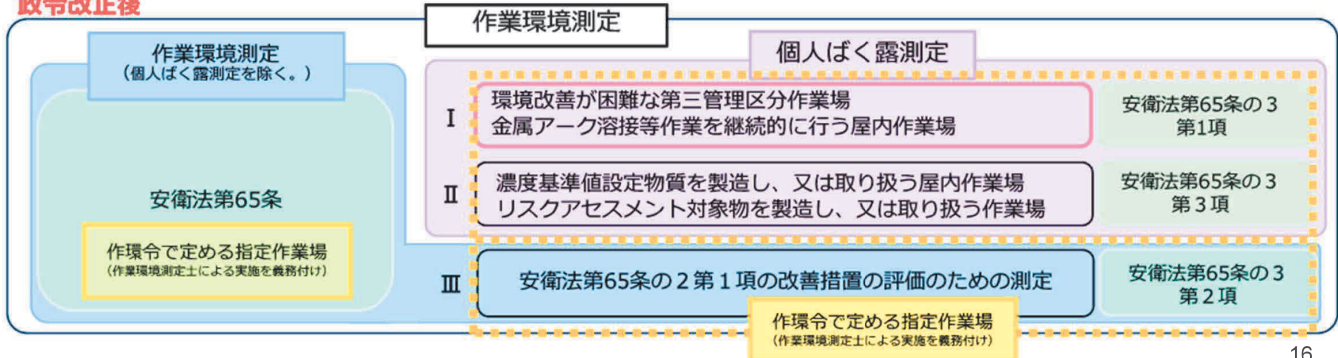
個人ばく露測定の測定精度の担保に係る改正イメージ（作環令）

- 作環令で指定された作業場（指定作業場）については、作業環境測定士による測定が義務化されている。
- 中間とりまとめの結果を踏まえ、作環令を改正し、**I～Ⅲを指定作業場に追加**することにより作業環境測定士による測定を義務づけることが必要。

政令改正前



政令改正後



16

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要（がん原性物質の記録等）

1. 改正の趣旨

がん原性物質は、労働安全衛生規則第577条の2第5項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和4年厚生労働省告示第371号）において、**リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物等**と規定されている。

がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者等に対して健康診断を行ったときは、**その結果を30年間保存しなければならない**ことが定められている。また、同条第11項において、**がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のばく露の状況等**を、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に記録し、**当該記録を30年間保存しなければならない**こと等とされている。

がん原性物質は、**遅発性の健康への影響であることを踏まえ、健診結果、作業の記録等の30年間保存が規定されているが、事業者が事業を廃止する場合の記録等の取扱いは規定されていないことから、事業廃止時に対象記録等を所轄労働基準監督署長に提出する規定を設ける**もの。

2. 改正の概要（労働安全衛生規則第577条の2の2）

がん原性物質の記録等について、事業廃止時に所轄労働基準監督署長に提出する規定を設ける。

3. 公布日等

公布日：令和7年11月18日
施行期日：令和8年1月1日

17

皮膚等障害化学物質への直接接​​触の防止 (安衛則第594条の2、第594条の3) 令和5年4月1日施行、令和6年4月1日施行

- 皮膚や眼に障害を与えるおそれがある物質や、皮膚から吸収され健康障害を生ずるおそれがある物質について、製造・取り扱いの際、次のように**労働者に保護具を使用させる義務**、**努力義務**が定められました。

おそれが 明らか	不浸透性の保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡等の 適切な保護具 を使用	R6.4.1 から義務
おそれが 不明 (おそれがないことが明らかなもの以外)	保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡等の 適切な保護具 を使用	R5.4.1 から努力義務
おそれがないことが 明らか	使用義務なし	

①皮膚刺激性有害物質	国が公表するGHS分類の結果及びSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているもの
②皮膚吸収性有害物質	皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなもの

対象物質等を確認するには・・・

対象物質の一覧

・リスクアセスメント対象物一覧(裾切値一覧)

- ☒ [労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象物質一覧\(令和5年8月30日改正政令、令和5年9月29日改正省令公布、令和7年4月1日、令和8年4月1日及び令和7年9月19日施行\)\(令和7年9月19日更新\)](#) [213KB] ☒
- ※上記一覧には、令和7年3月31日以前からラベル表示・SDS交付の義務対象物質となっている物質を含みます。
- ☒ [労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象物質一覧\(令和7年2月19日改正政令及び改正省令公布、令和9年4月1日施行\)\(令和7年9月19日更新\)](#) [226KB] ☒
- ※上記一覧には、令和9年3月31日以前からラベル表示・SDS交付の義務対象物質となっている物質を含みます。
- ☒ [労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象物質一覧\(令和8年3月31日改正政令及び改正省令公布、令和10年4月1日施行\)\(令和8年3月31日更新\)](#) [229KB] ☒
- ※上記一覧には、令和10年3月31日以前からラベル表示・SDS交付の義務対象物質となっている物質を含みます。

・がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一覧(がん原性物質の一覧)

- ☒ [労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧\(令和5年4月1日及び令和6年4月1日適用分\)\(令和5年11月9日更新\)](#) [31KB] ☒
- ☒ [労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧\(令和9年4月1日適用分\)\(令和7年4月10日掲載\)](#) [75KB] ☒

・濃度基準値の一覧

- ☒ [労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準等\(一覧\)\(令和7年10月8日更新、令和8年10月1日適用物質の追加\)](#) [48KB] ☒

・皮膚等障害化学物質の一覧

- ☒ [皮膚等障害化学物質\(労働安全衛生規則第594条の2\)及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト\(令和7年7月14日更新\)\(令和8年4月1日掲載\)](#) [94KB] ☒
- ☒ [皮膚等障害化学物質\(労働安全衛生規則第594条の2\)及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト\(令和9年4月1日適用分\)\(令和8年4月1日掲載\)](#) [98KB] ☒

(参考) 過去施行分

- ☒ [労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト\(令和4年2月24日改正政令公布、令和6年4月1日施行\)](#) [38KB] ☒



※遷移先の画面
中盤から終盤
の間くらいに
あります。

濃度基準値設定物質の分析が可能な作業環境測定機関一覧について

[濃度基準値設定物質の分析が可能な作業環境測定機関一覧について](#)

化学物質管理に関する相談窓口のご案内

ラベル・SDS・リスクアセスメントについて

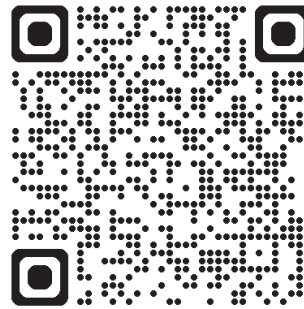
化学物質による労働者の健康障害を防止するため、職場で化学物質を使用する際に実施することが求められるリスクアセスメント等、適正な化学物質管理に向けた取組について、相談することができます。

労働安全衛生法に基づき、一定の危険有害性のある化学物質について

1. 化学物質のリスクアセスメントを行うこと
2. 譲渡提供時に容器などへのラベル表示を行うこと
3. 譲渡提供時に安全データシート(SDS)の交付を行うことが義務づけられています。

この相談窓口では、ラベルやSDSの記載内容の理解やこれを活用したリスクアセスメントの方法にお困りの事業者や担当者の皆様からのご質問にお答えしています。

また、令和4年に改正された化学物質による労働災害防止のための新たな規制の内容についてもご相談に対応しています。



化学物質管理に関する相談窓口 連絡先、受付時間

相談窓口: テクニル株式会社 化学物質管理部門

開設期間: 令和8年4月1日～令和9年3月18日

TEL: 050-5577-4862

受付時間 平日10:00～17:00(12:00～13:00を除く)※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く

メールでのお問合せも受け付けております。

メールでのご相談は[こちら](#) (テクニル株式会社ホームページ)

20

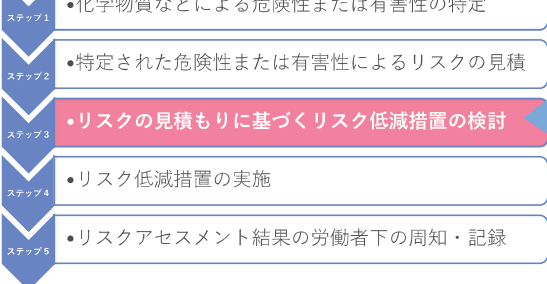
業種・作業別マニュアル

作成目的等

- 作業条件や環境が毎回異なる作業、非定常的な作業、対策が見過ごされている作業などに特に注目し、これら作業でリスク低減措置が適切に実施されることを目的として作成。
- 典型的な作業に対して予め実施した濃度測定結果等に基づき具体的な実施事項を列挙することで、作業ごとに濃度測定等を行うことなくリスクアセスメント及びリスク低減措置を実施ツール。
- 化学物質のリスクアセスメントのうち、リスク低減措置の検討におけるばく露濃度の低減（工学的対策）や個人用保護具の選択等について対応するもの。

リスクアセスメントと業種・作業別マニュアル

リスクアセスメント：使用する化学物質の危険性や有害性を特定し、リスクを見積り、リスク低減措置を検討して実施する一連の手順



リスク低減措置の優先順位

- ① 毒性のより低い代替物質の使用
→ 難しい場合が多い
- ② 設備の密閉化
→ 行えない場合が多い
- ③ ばく露濃度の低減（工学的対策）
→ 状況による
- ④ 個人用保護具の使用
→ 選び方が難しい

③、④の
難しさを
解消する

マニュアル

記載事項を実施すれば、
必要な低減措置を
実施できる



【ビルメンテナンス】	ポリッシャーでの床洗浄作業、トイレ清掃作業、カーペット等のしみ抜き作業
【食料品製造業】	製造・加工設備の洗浄作業、釜や容器等への苛性ソーダ等の投入による洗浄作業
【飲食業】	洗浄作業
【塗料を用いる作業】	自動車補修塗装作業、工業塗装作業
【接着剤を用いる作業】	集成材・合板等製造における接着作業、内装仕上げ塗装作業での接着関連作業
【土木工事業】	セメント系粉体取扱作業、スラリー状のコンクリート使用作業、ドア塗装等有機溶剤取扱作業、防水等有機溶剤取扱作業、シーリング等有機溶剤取扱作業、接着（長尺シート等）作業。
【建築工事業】	開削のうち防水工事（底部プライマー塗布作業・防水材料スプレーガン吹付作業）、シールド工事（セグメントシール貼付け有機溶剤取扱作業、シールドマシン掘進作業及びセグメント運搬作業）

「皮膚障害等防止用保護具の選択マニュアル」について

皮膚等への化学物質のばく露による健康障害を防止するため、令和6年4月から、皮膚等障害化学物質等を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させるときには、不透透性の保護衣、保護手袋、履物間は保護眼鏡等、適正な保護具を使用させることとされている（労働安全衛生規則第594条の2等）。厚生労働省では「皮膚障害等防止用保護具の選択マニュアル（第1版。令和6年2月）」を作成し周知。直近のマニュアルは令和8年3月。

○化学防護手袋

手順2(化学防護手袋のスクリーニング①) → 詳細は第2章第2節第2項を確認

スクリーニング手順①、②に基づき使用可能な化学防護手袋の材料を確認します。

スクリーニング手順①：取扱物質や作業内容・時間を基に使用可能な耐透過性クラスを確認。

スクリーニング手順②：①で確認した耐透過性クラスを基に耐透過性能一覧表から使用可能な材料を確認。

【耐透過性能一覧表(抜粋)】：マニュアル巻末に参考資料2として添付。

耐透過性能	CA(有機溶剤)	有機溶剤	酸	2-HKTA	3-HKTA	2-HKTA	2-HKTA	有機溶剤	2-HKTA	有機溶剤	有機溶剤	有機溶剤	有機溶剤	有機溶剤	有機溶剤	有機溶剤	有機溶剤	有機溶剤
100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

手順3(化学防護手袋のスクリーニング②) → 詳細は第2章第2節第2項を確認

スクリーニング手順①：使用可能な耐透過性クラスの確認

前項で確認した作業時間・内容に応じて、下表より使用可能な耐透過性クラスを確認する。

使用可能な耐透過性クラス① (JIS T 8116に基づき)	作業分類1 接触が大きい作業②	作業分類2 接触が限られている作業③	作業分類3 接触しない想定される作業④
耐透過性クラス1、2	○	○	○
耐透過性クラス3、4	○	○	○
耐透過性クラス5、6	○	○	○
耐透過性クラス7	○	○	○
耐透過性クラス8	○	○	○
耐透過性クラス9	○	○	○
耐透過性クラス10	○	○	○
耐透過性クラス11	○	○	○
耐透過性クラス12	○	○	○
耐透過性クラス13	○	○	○
耐透過性クラス14	○	○	○
耐透過性クラス15	○	○	○
耐透過性クラス16	○	○	○
耐透過性クラス17	○	○	○
耐透過性クラス18	○	○	○
耐透過性クラス19	○	○	○
耐透過性クラス20	○	○	○
耐透過性クラス21	○	○	○
耐透過性クラス22	○	○	○
耐透過性クラス23	○	○	○
耐透過性クラス24	○	○	○
耐透過性クラス25	○	○	○
耐透過性クラス26	○	○	○
耐透過性クラス27	○	○	○
耐透過性クラス28	○	○	○
耐透過性クラス29	○	○	○
耐透過性クラス30	○	○	○
耐透過性クラス31	○	○	○
耐透過性クラス32	○	○	○
耐透過性クラス33	○	○	○
耐透過性クラス34	○	○	○
耐透過性クラス35	○	○	○
耐透過性クラス36	○	○	○
耐透過性クラス37	○	○	○
耐透過性クラス38	○	○	○
耐透過性クラス39	○	○	○
耐透過性クラス40	○	○	○
耐透過性クラス41	○	○	○
耐透過性クラス42	○	○	○
耐透過性クラス43	○	○	○
耐透過性クラス44	○	○	○
耐透過性クラス45	○	○	○
耐透過性クラス46	○	○	○
耐透過性クラス47	○	○	○
耐透過性クラス48	○	○	○
耐透過性クラス49	○	○	○
耐透過性クラス50	○	○	○
耐透過性クラス51	○	○	○
耐透過性クラス52	○	○	○
耐透過性クラス53	○	○	○
耐透過性クラス54	○	○	○
耐透過性クラス55	○	○	○
耐透過性クラス56	○	○	○
耐透過性クラス57	○	○	○
耐透過性クラス58	○	○	○
耐透過性クラス59	○	○	○
耐透過性クラス60	○	○	○
耐透過性クラス61	○	○	○
耐透過性クラス62	○	○	○
耐透過性クラス63	○	○	○
耐透過性クラス64	○	○	○
耐透過性クラス65	○	○	○
耐透過性クラス66	○	○	○
耐透過性クラス67	○	○	○
耐透過性クラス68	○	○	○
耐透過性クラス69	○	○	○
耐透過性クラス70	○	○	○
耐透過性クラス71	○	○	○
耐透過性クラス72	○	○	○
耐透過性クラス73	○	○	○
耐透過性クラス74	○	○	○
耐透過性クラス75	○	○	○
耐透過性クラス76	○	○	○
耐透過性クラス77	○	○	○
耐透過性クラス78	○	○	○
耐透過性クラス79	○	○	○
耐透過性クラス80	○	○	○
耐透過性クラス81	○	○	○
耐透過性クラス82	○	○	○
耐透過性クラス83	○	○	○
耐透過性クラス84	○	○	○
耐透過性クラス85	○	○	○
耐透過性クラス86	○	○	○
耐透過性クラス87	○	○	○
耐透過性クラス88	○	○	○
耐透過性クラス89	○	○	○
耐透過性クラス90	○	○	○
耐透過性クラス91	○	○	○
耐透過性クラス92	○	○	○
耐透過性クラス93	○	○	○
耐透過性クラス94	○	○	○
耐透過性クラス95	○	○	○
耐透過性クラス96	○	○	○
耐透過性クラス97	○	○	○
耐透過性クラス98	○	○	○
耐透過性クラス99	○	○	○
耐透過性クラス100	○	○	○

※2：なお、必要時や事故時において化学物質に接触し、重大な健康影響を及ぼすおそれがある場合には、化学物質の有害性を踏まえて、接触するおそれに応じた保護手袋、保護衣等を選択し、着用する。

※3：密閉化や自動化された作業等、化学物質に接触することが全く想定されない作業については、必要に応じて手袋を着用する。

○保護めがね

表6-1 保護めがねの種類

種類	イメージ	特徴
サイドガード付安全メガネ(保護めがね)		正面・側面からの飛来物等から眼を保護する保護めがねの形態。防突型(防突保護具)と併用することで、より有効に使用できる。
スクラップ形状(上下ガード付)保護めがね		正面、上下及び側面からの飛来物等から眼を保護する保護めがね。防突型(防突保護具)と併用することで、より有効に使用できる。
スクラップ形状(側ガード付)保護めがね		フロントフレームに側ガードを併用することで、側面からの飛来物等を保護する。防突型(防突保護具)と併用することで、より有効に使用できる。
スクラップ形状(オーバーサイズ型)保護めがね		視力矯正めがねの上から着用できる保護めがね。防突型(防突保護具)と併用することで、より有効に使用できる。

種類	イメージ	特徴
ゴグル型(フロントガード付)保護めがね		顔面からフロントフレーム(レンズ)の周囲の隙間(隙)防止を目的とする。防突型(防突保護具)と併用することで、より有効に使用できる。
ゴグル型(フロントレス)保護めがね		フレーム自体に透明性の高い樹脂製一体化のフロントフレーム(レンズ)を有する。防突型(防突保護具)と併用することで、より有効に使用できる。
ゴグル型(全面ガード付)保護めがね		顔面をほぼ完全に覆う。防突型(防突保護具)と併用することで、より有効に使用できる。
フェイスシールド型(保護めがねの併用)		フェイスシールドと保護めがねを併用することで、顔面をほぼ完全に覆う。防突型(防突保護具)と併用することで、より有効に使用できる。

○化学防護服(保護衣)部分防護服



図5-3 部分防護服 化学防護服、フード、シューズ、ブーツ、グローブ、マスク



図5-4 フルボディ型化学防護服、フード、シューズ、ブーツ、グローブ、マスク

全身防護服

種類	イメージ	特徴
気密型		手、足、顔面を含め全身を保護する。密着型で、体内空気は常に新鮮な空気を供給する。主に化学物質に接触する(91P1)。
非気密型		手、足、顔面を含め全身を保護する。密着型で、体内空気は常に新鮮な空気を供給する。主に化学物質に接触する(91P2)。
非密着型		全身を保護する。密着型で、体内空気は常に新鮮な空気を供給する。主に化学物質に接触する(91P3)。

各種マニュアルの掲載箇所

マニュアル

- PDF 代替化学名等作成マニュアル [881KB]
- PDF 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(第3版 令和8年3月) [11.0MB] **NEW**
- PDF 概要版 [1.4MB] **NEW**
- PDF ナレッジブック [5.4MB] **NEW**
- 参考資料1：皮膚等障害化学物質及び特別規則に基づく不透透性の保護具等の使用義務物質リスト (X) Excel版 [103KB]
- 参考資料2：耐透過性能一覧表 (X) Excel版 [1.2MB] **NEW**
- PDF リーフレット [1.6MB]
- W 付録：保護具着用推進ポスター [1.5MB]
- PDF 作業環境管理専門家指導用マニュアル(令和6年3月公表) [6.0MB]
- PDF 化学物質管理専門家指導用マニュアル(令和6年3月公表) [4.9MB]

- 化学物質リスクアセスメント実施の一助となるマニュアル
- ・業種・作業別マニュアル
- ・建設業における化学物質取扱リスク管理マニュアル(建災防へのリンク)



※遷移先の画面
終盤くらいに
あります。

建設業における新たな化学物質管理とは

新たな化学物質の自律的管理は、すべての規模、業種の事業者の義務とされています。

○建設業者に求められる取組み

- ・化学物質管理者、保護具着用管理責任者を選任する
- ・リスクアセスメント対象物について労働者のばく露濃度を最小限度にする
- ・濃度基準値が設定されている物質について労働者のばく露濃度を基準値以下にする
- ・リスクアセスメント結果とばく露濃度低減措置の内容を労働者に周知するとともに記録を作成、保存する
- ・皮膚等障害化学物質等への直接接点(使用手袋の透過によるものを含む)を防止する
- ・化学物質ばく露低減措置、リスクアセスメントの結果事業者がばく露低減措置の一環として実施した健康診断の結果、措置に関する事項等を衛生委員会等に付議する

資料 1

令和 5， 6 年施行の主な化学物質関連の法改正 (特別規制を除く)

ばく露の程度の低減等（安衛則第577条の2、577条の3） 令和 5 年4月1日施行、令和 6 年4月1日施行

RA対象物の製造・取り扱い事業場 (577条の2)	ばく露の低減 (1) (2)	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメントの結果等に基づき以下の措置等を講じ、労働者のばく露の程度を最小限度にする。 <table border="0" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%;">a 代替物の使用</td> <td style="width: 50%;">c 作業の方法の改善</td> </tr> <tr> <td>b 密閉設備、局所排気装置、全体換気装置の設置・稼働</td> <td>d 有効な呼吸用保護具の使用</td> </tr> </table> 	a 代替物の使用	c 作業の方法の改善	b 密閉設備、局所排気装置、全体換気装置の設置・稼働	d 有効な呼吸用保護具の使用	R5.4.1 施行															
	a 代替物の使用	c 作業の方法の改善																				
	b 密閉設備、局所排気装置、全体換気装置の設置・稼働	d 有効な呼吸用保護具の使用																				
		<ul style="list-style-type: none"> ● 濃度基準値設定物質（厚生労働大臣が定める物質）の製造・取り扱い業務を行う屋内作業場においては、労働者のばく露の程度を基準以下にする。 	R6.4.1 施行																			
RA対象物健康診断 (3) (9)	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメント対象物健康診断の実施等を行う。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">対象者</th> <th style="width: 40%;">実施が必要な場合等</th> <th style="width: 10%;">項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">実 施</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメント対象物の製造・取り扱い業務に常時従事する労働者 ● 濃度基準値設定物質の製造・取り扱い業務に従事する労働者 </td> <td> リスクアセスメント結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき 濃度の基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに </td> <td> 医師・歯科医師が必要と認める項目 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">結 果 保 存</td> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメント対象物健康診断を行ったときは、個人票（様式第 24 号の 2）を作成する。 ● 作成した個人票を 5 年間保存する。（がん原性物質の場合は 30 年間保存。） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事 後 措 置 等</td> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ● 異常の所見が認められたときは、3か月以内に医師または歯科医師の意見を聴き、個人票に記載する。 ● 医師又は歯科医師から意見聴取を行う上で必要な情報を求められたときは、遅滞なく提供する。 ● 必要な場合には、就業場所の変更、作業の転換等の事後措置を講ずる。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">結 果 通 知</td> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ● 結果を、遅滞なく受診者に通知する。 </td> </tr> </tbody> </table>		対象者	実施が必要な場合等	項目	実 施	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメント対象物の製造・取り扱い業務に常時従事する労働者 ● 濃度基準値設定物質の製造・取り扱い業務に従事する労働者 	リスクアセスメント結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき 濃度の基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに	医師・歯科医師が必要と認める項目	結 果 保 存	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメント対象物健康診断を行ったときは、個人票（様式第 24 号の 2）を作成する。 ● 作成した個人票を 5 年間保存する。（がん原性物質の場合は 30 年間保存。） 			事 後 措 置 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 異常の所見が認められたときは、3か月以内に医師または歯科医師の意見を聴き、個人票に記載する。 ● 医師又は歯科医師から意見聴取を行う上で必要な情報を求められたときは、遅滞なく提供する。 ● 必要な場合には、就業場所の変更、作業の転換等の事後措置を講ずる。 			結 果 通 知	<ul style="list-style-type: none"> ● 結果を、遅滞なく受診者に通知する。 			R6.4.1 施行
	対象者	実施が必要な場合等	項目																			
実 施	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメント対象物の製造・取り扱い業務に常時従事する労働者 ● 濃度基準値設定物質の製造・取り扱い業務に従事する労働者 	リスクアセスメント結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき 濃度の基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに	医師・歯科医師が必要と認める項目																			
結 果 保 存	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメント対象物健康診断を行ったときは、個人票（様式第 24 号の 2）を作成する。 ● 作成した個人票を 5 年間保存する。（がん原性物質の場合は 30 年間保存。） 																					
事 後 措 置 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 異常の所見が認められたときは、3か月以内に医師または歯科医師の意見を聴き、個人票に記載する。 ● 医師又は歯科医師から意見聴取を行う上で必要な情報を求められたときは、遅滞なく提供する。 ● 必要な場合には、就業場所の変更、作業の転換等の事後措置を講ずる。 																					
結 果 通 知	<ul style="list-style-type: none"> ● 結果を、遅滞なく受診者に通知する。 																					
労働者の意見聴取・ 作業の記録 (10) (12)	<ul style="list-style-type: none"> ● 講じた措置*2について関係労働者の意見を聴く機会を設ける。 ● 1年を超えない期間ごとに次の記録を作成し、3年間保存する。（がん原性物質の場合の②、③は30年間保存。） <ol style="list-style-type: none"> ① 講じた措置*2の概要、講じた措置*2についての関係労働者の意見の聴取状況 ② 労働者のリスクアセスメント対象物へのばく露の状況 ③ がん原性物質の製造・取り扱いの場合は、以下事項。 【労働者の氏名、従事した作業の概要、従事期間、がん原性物質による著しい汚染が生じた場合の概要・応急措置の概要】 ● ①については、掲示・書面交付等により労働者に周知する。（掲示、書面交付、記録内容を確認できる機器の設置等） <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">*2「講じた措置」</td> <td> a ばく露の程度を最小限度にするための措置 b 濃度基準値設定物質のばく露の程度を基準以下にするための措置 c リスクアセスメント対象物健康診断結果に基づき講ずる措置 </td> </tr> </table>	*2「講じた措置」	a ばく露の程度を最小限度にするための措置 b 濃度基準値設定物質のばく露の程度を基準以下にするための措置 c リスクアセスメント対象物健康診断結果に基づき講ずる措置	R5.4.1 施行 講じた措置*2のb cに関する部分は、 R6.4.1 施行																		
*2「講じた措置」	a ばく露の程度を最小限度にするための措置 b 濃度基準値設定物質のばく露の程度を基準以下にするための措置 c リスクアセスメント対象物健康診断結果に基づき講ずる措置																					
その他の化学物質の製造・取り扱い事業場（577条の3）		<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメント対象物と同様の方法等で、ばく露される限度を最小限度にするよう努める。 	R5.4.1 施行																			

●衛生委員会付議事項の追加（安衛則第22条） 令和5年4月1日施行、令和6年4月1日施行

●衛生委員会の付議事項に次の事項が追加されました。（労働者数50人未満の事業場も安衛則第23条の2に基づく意見の聴取に留意。）

●ばく露の程度を最小限度にするための措置に関する事	R5.4.1 施行
●濃度基準値設定物質のばく露の程度を基準以下にするための措置に関する事 ●リスクアセスメント対象物健康診断の結果及び結果に基づき講ずる措置に関する事	R6.4.1 施行

●リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存（安衛則第34条の2の8） 令和5年4月1日施行

●従来、リスクアセスメントを行ったときは、結果とその結果に基づいて健康障害を防止するために講じた措置の内容等について、労働者に周知させることとされていましたが、さらに、**記録を作成し次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存**することとされました。

●雇入れ時等教育の拡充（安衛則第35条） 令和6年4月1日施行

●労働者の雇入れ、作業内容変更の際に行う安全衛生教育について、これまで一部の業種については、機械、原材料、安全装置、保護具、作業手順など一部の教育項目の省略を認めていましたが、この**省略規定が廃止**されました。これにより全ての事業場で省略なく教育を行うことが必要となります。

2

●皮膚等障害化学物質への直接接触の防止

（安衛則第594条の2、第594条の3） 令和5年4月1日施行、令和6年4月1日施行

●皮膚や眼に障害を与えるおそれがある物質や、皮膚から吸収され健康障害を生ずるおそれがある物質について、製造・取り扱いの際、次のように**労働者に保護具を使用させる義務、努力義務**が定められました。

おそれが 明らか	不浸透性の保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡等の 適切な保護具 を使用	R6.4.1 から 義務
おそれが 不明 (おそれがないことが明らかなもの以外)	保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡等の 適切な保護具 を使用	R5.4.1 から 努力義務
おそれが ないことが明らか	使用義務なし	

①皮膚刺激性有害物質	国が公表するGHS分類の結果及びSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているもの
②皮膚吸収性有害物質	皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなもの

3

化学物質管理者の選任義務化（安衛則第12条の5） 令和6年4月1日施行

選任が必要な事業場	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメント対象物を製造し、または取り扱う事業場*3（安衛則第12条の5第1項） 	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメント対象物の譲渡または提供を行う事業場（安衛則第12条の5第2項）
職務	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業場における次の化学物質の管理に係る技術的事項を管理します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ラベル表示、SDS交付等に関する事 (2) リスクアセスメントの実施に関する事 (3) ばく露の程度の低減措置、リスクアセスメントの結果に基づく、措置の内容及びその実施に関する事 (4) リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関する事 (5) リスクアセスメント結果の記録の作成・保存・周知に関する事 (6) リスクアセスメント対象物の作業の記録の作成・保存・周知に関する事 (7) (1)～(4)の事項の管理に当たっての労働者に対する必要な教育に関する事 ● 表示等及び教育管理を他の事業場で行っている場合他の事業場の化学物質管理者が、表示等及び教育管理に係る技術的事項を管理します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業場における表示等*4及び教育管理*5に係る技術的事項を管理します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>*4「表示等」とは次の事項を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安衛法第57条第1項に基づくラベル表示（表示する事項及び標準に関することに限ります。） ● 安衛法第57条第2項、第57条の2第1項に基づくSDS交付等（通知する事項に関することに限ります。） <p>*5「教育管理」とは次の事項を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「表示等」の管理に当たっての労働者に対する必要な教育に関する事。 </div>
選任期限	● 選任事由発生から 14日以内	
権限付与等	● 職務をなし得る 権限を与え 、氏名を見やすい箇所に 掲示する等により関係労働者に周知する 。	
要件	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメント対象物を製造している事業場の場合 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「化学物質の管理に関する講習」の修了者または、同等以上の能力を有すると認められる者から選任することが必要です。 ○ *化学物質管理者講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる者（R4.9.7・基発0907第1号の記の第2の1(4)ア） <ol style="list-style-type: none"> ①講習告示（厚生労働省告示第276号）の適用前（令和6年4月1日）に、同告示の規定により実施された講習を受講した者 ②労働衛生コンサルタント試験（試験の区分：労働衛生工学）に合格し、登録を受けた者 ③専門家告示（安衛則等：厚生労働省告示第274号、粉じん則：第275号）で規定する化学物質管理専門家の要件に該当する者 ● 上記以外の事業場の場合 <ul style="list-style-type: none"> ○ 職務を担当するために必要な能力を有すると認められる者から選任することが必要です。 ○ *必要な能力を有すると認められる者（R4.5.31・基発0531第9号の記の第4の1(2)イ）業務の経験がある者が含まれます。適切に業務を行うために、講習等を受講することが望ましいです。 <p>※「化学物質の管理に関する講習」は講習告示の規定に基づいて自社で行えば足りるが、他の事業者の実施する講習を受講させることも差し支えありません。（R4.5.31・基発0531第9号の記の第4の1(2)ア）</p>	
<p>*3 製造し、または取り扱う事業場の範囲（R4.5.31・基発0531第9号の記の第4の1(1)オ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 例えば、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業工程が密閉化、自動化等されていることにより、労働者が当該物にばく露するおそれがない場合であっても、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業が存在する以上、対象に含まれます。 ● 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場や、密閉された状態の製品を保管するだけで容器の開閉等を行わない場合や、火災や震災後の復旧、事故等が生じた場合の対応等、応急対策のためにのみ臨時的にリスクアセスメント対象物を取り扱うような場合は、対象に含まれません。 		

保護具着用管理責任者の選任義務化（安衛則第12条の6他、各特別則関係） 令和6年4月1日施行

選任が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質管理者を選任した事業場で、リスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特化則や有機則等の特別則における、第3管理区分作業場について、作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合
関係条文	● 安衛則第12条の6	● 特化則第36条の3の2、有機則第28条の3の2、鉛則第52条の3の2、粉じん則第26条の3の2
選任期限	● 選任事由発生から 14日以内	● 作業環境管理専門家が 改善困難とした場合に、直ちに
権限付与等	● 職務をなし得る 権限を与え 、氏名を見やすい箇所に 掲示する等により、関係労働者に周知する 。	-
職務	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の事項を管理します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保護具の適正な選択に関する事。 (2) 労働者の保護具の適正な使用に関する事。 (3) 保護具の保守管理に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 次に掲げる措置に関する事項（呼吸用保護具に関する事項に限る。）を管理すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 第3管理区分とされた場所について、直ちに個人サンプリング測定等を行い、結果に応じて有効な呼吸法保護具を使用させること。 ② ①の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）について、適切に装着されていることを確認し、結果を記録し、3年間保存すること。 ③ 第3管理区分とされた場所が第1、第2管理区分になるまでの間、6月以内ごとに1回、定期的に、個人サンプリング測定等を行い、結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。 ④ ③の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）について、1年以内ごとに1回、定期的に適切に装着されていることを確認し、その結果を記録し、3年間保存すること。 ⑤ 第3管理区分とされた場所において、作業の一部を請負人に請け負わせる場合には、その請負人に対し、呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。 (2) 作業主任者の職務（呼吸用保護具に関する事項に限る。）について必要な指導を行うこと。 (3) 呼吸用保護具を常時有効かつ清潔に保持すること。

保護具着用管理責任者の選任義務化（続き）

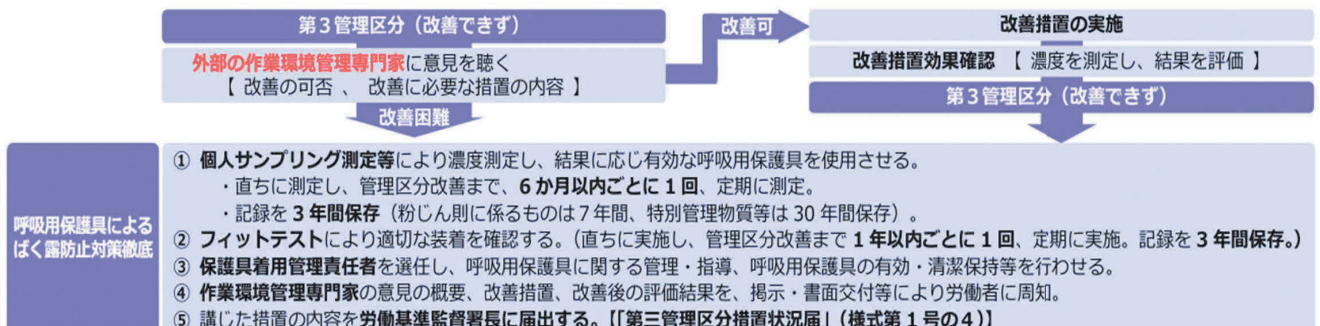
要件	<p>保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者（R4.5.31・基発 0531 第9号 記の第4の2（2））</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次に掲げる者が含まれること。 ● 次に掲げる者であっても、保護具の管理に関する教育(※)を受講することが望ましいこと。 ● 次に掲げる者を選任できない場合は、保護具の管理に関する教育を受講した者を選任すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 別に定める化学物質管理専門家の要件に該当する者 ② 作業環境管理専門家の要件に該当する者 ③ 労働衛生コンサルタント試験に合格した者 ④ 第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者 ⑤ 作業に応じ特定化学物質、有機溶剤、鉛、四アルキル鉛の作業主任者技能講習を修了した者 ⑥ 安全衛生推進者の選任に関する基準に該当する者（昭和63年労働省告示第80号） <p>※「保護具の管理に関する教育」の詳細は「保護具着用管理責任者に対する教育実施要領」(R4.12.26 基安化発 1226 第1号)で示されています</p>
----	---

6

第三管理区分事業場の措置強化

（特化則第36条の3の2、有機則第28条の3の2、鉛則第52条の3の2、粉じん則第26条の3の2）
令和6年4月1日施行

- 特化則、有機則、鉛則、粉じん則に基づく作業環境測定の結果、第三管理区分に区分された場合は、改善措置を講じて、第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければなりません。これができない場合等に、以下のことを行うこととされました。



7

資料 2

リスクアセスメントの手順例

対象物の確認 SDSの入手と確認

該当する製品に“リスクアセスメント対象物”が含まれていないかSDS（安全データシート）を確認しましょう。

3. 組成及び成分情報	
単一製品・混合物の区別	単一製品
化学名又は一般名	エチレングリコール (Ethylene glycol)
別名	1, 2-エタンジオール (1,2-Ethandiol) 1, 2-ジヒドロキシエタン (1,2-Dihydroxyethane)
濃度又は濃度範囲	99%以上
分子式 (分子重)	C ₂ H ₆ O ₂ (62.07)
化学特性 (示性式又は構造式)	<chem>HO-CH2-CH2-OH</chem>
CAS番号	107-21-1
官報公示整理番号 (化審法)	(2)-230
官報公示整理番号 (安衛法)	情報なし
分類に寄与する不純物及び安定化添加物	情報なし

1.5. 適用法令	
法規制情報は作成年月日時点に基づいて記載されております。事業場において記載する場合は、最新の法規制情報に準拠して記載してください。	

4. 応急措置	
吸入した場合	被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢をとらせ、必要に応じて呼吸器を装着させ、呼吸困難の場合は人工呼吸器を使用してください。

安全データシート	
エチレングリコール	
作成日	2008年10月06日
改訂日	2015年3月31日
1. 化学品等及び会社情報	
化学品等の名称	エチレングリコール (Ethylene glycol)
製品コード	H26-B-0017(製品コードなし)
会社名	〇〇〇株式会社
住所	東京都八区△△町△△番地
電話番号	03-1234-5678
ファックス番号	03-1234-5678
電子メールアドレス	連絡先@例セ.oi.jp
緊急連絡電話番号	03-1234-5678
推奨用途及び使用上の制限	本物質の主な用途は、ポリエステル繊維原料、不凍液、グリセリンの代用、溶剤(樹脂・ニス系樹脂)、潤滑油、有機合成(染料、香料、化粧品、ラッカー)、電線コンパネ用ペースト、乾燥防止剤(にかわ)、医薬品、不凍ダイナマイト、界面活性剤、不飽和ポリエステルである

SDSの組成及び成分情報を確認して、どのような化学名の化学物質を含むものが把握しましょう。

このとき、化学物質は別名があることが多いですので、CAS番号も把握しましょう。

※ 該当する製品が、“主として一般消費者の生活の用に供されるための製品”であれば、SDS交付の義務対象から外れます。

雇入れ時教育として、使用する化学物質の有害性等に関する事項等を教育する必要のあることも押さえておきましょう。

“主として一般消費者の生活の用に供されるための製品”について詳しくはO6をご参考に→



NITE-CHRIIP (ナイトクリップ) 活用例

nite National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

NITE-CHRIIP
NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE Chemical Risk Information Platform)

NITE-CHRIIP (ナイトクリップ) では国内外における化学物質の法規制・有害性情報等を提供しています

検索条件入力

進捗検索 拡張検索

<キーワード検索>

番号で検索 (スペースで区切って複数入力するとOR検索可能)
 CAS RN 完全一致

名称で検索 (スペースで区切って複数入力するとAND検索可能)
 エチレングリコール 全ての名称 部分一致

分子式で検索 (スペースで区切って複数入力するとOR検索可能)
 完全一致

<表示設定>

中継検索結果表示
 ・構造表示

検索結果表示範囲
 ・データの無い項目を
 表示する 表示しない

検索実行 検索条件クリア

<カテゴリーによる絞り込み>

NITE-CHRIIP (ナイトクリップ) 活用例 続き

労働安全衛生法 (安衛法)			
安衛法：名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 (ラベル表示・SDS交付義務対象物質) データの説明: GHS対応モデルラベル作成法 (厚労省) 、 リスクアセスメント実施支援ツール (厚労省) 、 対象物質一覧掲載ページ (厚労省) 、 事業者が実施すること (安衛研)			
政令番号	規則別表第2の261	適用日	令和7年4月1日施行
政令名称	エチレングリコール		
表示の対象となる範囲 (重量%)	≥ 1		
通知の対象となる範囲 (重量%)	≥ 1		
安衛法：化学物質による健康障害防止のための濃度の基準 (濃度基準値設定物質) データの説明: 対象物質一覧掲載ページ (厚労省サイト) 、 ケミサポ 事業者が実施すること (労働安全衛生総合研究所サイト)			
物の種類 (物質名)	エチレングリコール		
八時間濃度基準値	10ppm		
短時間濃度基準値	50ppm		
試料採取方法	固体捕集方法		
分析方法	ガスクロマトグラフ分析方法		
適用日	令和6年4月1日		
安衛法：皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質 データの説明: 対象物質一覧 、 保護具の選定マニュアル 、 耐透過性能一覧等掲載ページ (厚労省サイト) 、 ケミサポ 事業者が実施すること (労働安全衛生総合研究所サイト)			
化学物質名称	エチレングリコール		
対象物質の区分	皮膚吸収性有害物質	裾切値 (重量%)	1
適用日	令和6年4月1日		
詳細情報	GHS分類結果		

リスクアセスメントの実施に係る法改正の理解

労働安全衛生法の改正により、化学物質の「製造」・「取扱い」を行う事業場については、以下の様な内容で、リスクアセスメント対象物に対する低減措置を行うことが義務付けられています。

リスクアセスメント結果に応じた措置（安衛則第577条の2第1項）

※濃度基準値設定物質のばく露を基準値以下とする措置（安衛則第577条の2第2項）

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

- ① 労働者が**リスクアセスメント対象物**にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。
 - i 代替物等を使用する
 - ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する
 - iii 作業の方法を改善する
 - iv 有効な呼吸用保護具を使用する

② リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として**厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）**は、**屋内作業場で労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。**

(2) (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存作成・保存

(1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聴く機会を設け、**記録を作成し、3年間保存**しなければなりません。
ただし、**がん原性のある物質**として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質※）は30年間保存です。
※ リスクアセスメント対象物のうち、国が行うGHS分類の結果、発がん性区分1に該当する物質（エタノール及び特別管理物質を除く）。なお、当該物質を臨時に取り扱う場合は除く。

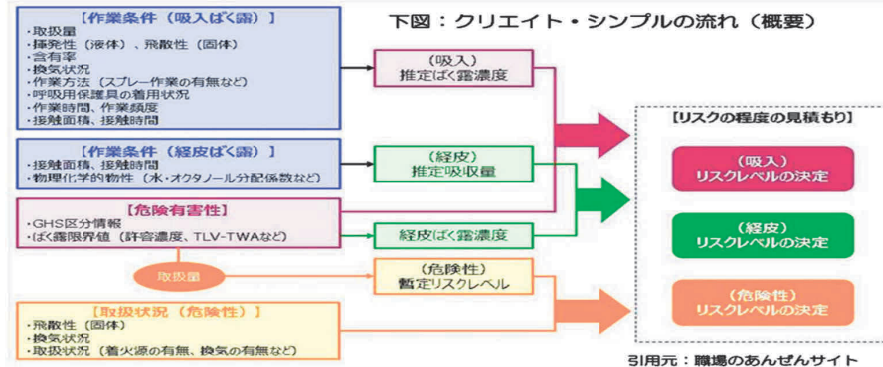
クリエイト・シンプルによるリスクアセスメント

クリエイトシンプル（CREATE-SIMPLE）とは？

リスクアセスメント結果に基づく措置を行うため、事業場で取り扱われている対象の化学物質に対し、リスク評価（リスクアセスメント）を実施する必要があります。
リスクアセスメントの手法については、**法令により限定的な手法を求めているものではありませんが**、本資料では、行政において推奨している「**クリエイト・シンプル（CREATE-SIMPLE）**」を活用した手法を記載していますので、参考として下さい。

◆ クリエイトシンプル（CREATE-SIMPLE）の特徴について

クリエイト・シンプル（CREATE-SIMPLE）は、サービス業などを含め、あらゆる業種にむけた簡単な化学物質リスクアセスメントツールです。**ばく露限界値（またはGHS区分情報に基づく管理目標濃度）と化学物質の取扱い条件等から推定したばく露濃度を比較する方法**となっています。大量（数kg、数トン）の化学物質取扱事業者から極少量（数ml、数g）の化学物質を取扱う事業者まで、**業種を問わず幅広い事業者が使用可能な簡易なリスクアセスメント支援ツール**です。



クリエイト・シンプルを使用してみましょう

クリエイト・シンプル（CREATE-SIMPLE：Ver3.0.3）の支援ツール【Excelファイル】は、厚生労働省「職場のあんぜんサイト（化学物質のリスクアセスメント実施支援）」において、無料で配布していますので、ダウンロードをお願いします。

CREATE-SIMPLE
支援ツール



スマホの場合
遷移先
クリエイト・シンプル
から右スクロール

Step1 使用している製品のSDSのリストアップと有害性などの情報を確認しましょう

事業場で使用している化学物質をリストアップして、それらのSDS情報（1参照）に基づき、下図の関係事項を確認します。引用元：クリエイト・シンプルを用いた化学物質のリスクアセスメントマニュアル

製品安全データシート (SDS)		
○○溶剤		
1. 化学物質等及び会社情報		
製品名	: ○○溶剤	
製品コード	: ○○○	
会社名	: ○○○○株式会社	
GHS分類情報		
2. 危険有害性の要約		
GHS分類		
物理化学的危険性		
引火性液体	区分3	
健康に対する有害性		
急性毒性 (経口)	区分3	
急性毒性 (経皮)	区分3	
急性毒性 (吸入; 蒸気)	区分2	
皮膚腐食性・刺激性	区分2	
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2A	
発がん性	区分2	
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	区分1 (呼吸器、肝臓)	
特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)	区分1 (中枢神経系、肝臓)	
3. 組成、成分情報		
単一製品・混合物の区別: 単体		
(*混合物の場合: 下記のような成分表を用いて含有率を選択)		
成分名	含有率(%)	CAS No.
物質A	5~20	98-01-1
物質B	1~5	1330-○○-○
物質C	3~5	非公開
...
含有率		CAS番号
ばく露限界値		(記載がない場合もある)
8. ばく露防止及び保護措置		
管理濃度		
許容濃度 (ばく露限界値、生物学的ばく露指標)		
日本産業衛生学会	25 ppm	
ACGIH TLV-TWA	0.2ppm	
9. 物理的及び化学的性質		
物理的状態、形状、色など: 無色の液体		
融点・凝固点	-36.5℃ (ICSC (J) (2012))	
沸点、初留点及び沸騰範囲	162℃ (ICSC (J) (2012))	
引火点	60℃ (c.c.) (ICSC (J) (2012))	
蒸気圧	2.21 mmHg(25℃) (HSDB (2017))	
溶解度	水: 8.3 g/100 mL (20℃) (ICSC (J) (2012))	
n-オクタノール/水分配係数	0.41 (HSDB (2017))	
主な物理化学的物性値 (記載がない場合もある)		

Step2 使用している製品のSDSの情報を基に情報を入力しましょう

支援ツール（Excel）を開いて、ページ下部のシートより「リスクアセスメントシート」を選択し項目に基づいて、Step1で確認した情報を基に入力しましょう。

CREATE-SIMPLE ver 3.0
- サービス業など幅広い職場にむいた簡単な化学物質リスクアセスメントツール -

説明

- リスクアセスメントとは、労働者の安全や健康への影響について評価をすることです。
- CREATE-SIMPLEは、労働者の健康（吸入・経皮）への影響と物質の危険性について評価し、対策の検討を支援します。
- SDSを確認して対象物質を決定し、以下のSTEP1から順番に入力してください。

No. 1
実施日 2024/4/1
実施者 XXX

結果呼出 入力内容クリア

【STEP 1】対象製品の基本情報を入力しましょう。

製品DBから入力

タイトル	製品○○○に係るリスクアセスメント
実施場所	作業室A
製品ID等	※実態に応じて設定
製品名等	製品名 (○○○○○○)
作業内容等	塗料製造
備考	

リスクアセスメント対象 吸入 経皮吸収 含毒性 (爆発・火災) 性状 液体 粉体 気体 成分数 1

タイトル等のほか基本情報を入力し「リスクアセスメント対象作業概要」のほか「製品の性状」、「成分数」を入力して下さい。

【STEP 2】 取扱い物質に関する情報を入力してください。

CAS RNで検索 | 物質一覧から選択 | CAS RN一括入力 | 1 | 検索

No	CAS RN	物質名
1	96-33-3	アクリル酸メチル

GHS分類	ばく露限界値	物理化学
引火性液体: 区分2 自己反応性化学品: タイプG 急性毒性 (経口): 区分4 急性毒性 (経皮): 区分4 急性毒性 (吸入: 蒸気): 区分3 皮膚腐食性/刺激性: 区分1 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性: 区分1 皮膚感作性: 区分1A 発がん性: 区分1B 特定発がん性 (単回暴露): 区分3 特定発がん性 (反復暴露): 区分1	8時間暴露基準値: 2 ppm 日本産業衛生学会 許容濃度: 2 ppm ACGIH TLV-TWA: 2 ppm DFG MAK: 2 ppm DFG Peak lim: 4 ppm	性状: 液体 分子量: 86.09 沸点: 80.7 °C オクタノール/水分分配係数: 0.8 引火点: -3 °C 水溶解度: 6 g/100mL 蒸気圧: 100 mmHg

SDSの情報から、製品に含有されている化学物質の「CAS番号」や「物質名」で検索して下さい。**(※混合物の場合はそれぞれ入力)**データベースに登録されている場合、情報が自動的に入力されますが、最新の情報との確認は行うようにしましょう。

クリエイト・シンプルを使用してみましょう (続き)

Step3 事業場で実際に行われている作業条件等に基づいて情報を入力しましょう

取り扱う製品の成分等の入力完了後、次に該当製品を使用する実際の作業条件に基づいて、以下の入力を行いましょう。

【STEP 3】 以下の作業内容に関する質問に答えましょう。 保存

Q1 製品の取扱量はどのくらいですか。

Q2 スプレー作業など空气中に飛散しやすい作業を行っていますか。

Q3 化学物質を塗布する合計面積は1m2以上ですか。

Q4 作業場の換気状況はどのくらいですか。

Q5 1日あたりの化学物質の作業時間 (ばく露時間) はどのくらいですか。

Q6 化学物質の取り扱い頻度はどのくらいですか。

Q7 作業内容のばく露濃度の変動の大きさはどのくらいですか。

「取扱量」、「スプレー作業」、「塗布作業」なおの実際の作業内容に基づく状況のほか、作業場における「換気条件」等の項目に沿って、実際の作業条件等と照らし合わせて、入力しましょう。
 なお、質問の項目は左記の7項目のほかに、「皮膚△の積極」や「保護具の状況」、「教育等の状況」など、全部でQ15まで設定されていますので、それぞれの内容を確認し、入力しましょう。

制御風速の確認

→ 日/週

Step4 リスク判定結果から作業リスクの内容を確認しましょう

Step2およびStep3の入力が完了したら、Step4の「リスク判定」ボタンを押すと、結果が表示されます。法規制情報やリスクレベルの判定結果が表示されますので、判定結果に基づき、リスク低減対策を実施しましょう。

「ばく露限界値」及び「推定ばく露濃度」が表示されますので、「濃度基準値設定物質※」を使用している場合は、対応に注意が必要です。また、判定結果のコメントが表示されますので、表示内容を基にリスク低減対策の検討や措置を実施しましょう。

STEP 4 リスクの判定

リスクを判定

実施レポート出力

No.	ばく露限界値 (管理目標濃度)			推定ばく露濃度			リスクレベル				
	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	合計 (吸入+経皮)	危険性 (爆発・火災等)
1	96-33-3	アクリル酸メチル					III	III	III	III	IV
	2 ppm	6 ppm	52.79 mg/day	0.5~5 ppm	30 ppm	367 mg/day					

判定結果

有害性	<p>確認測定を実施するか、リスクを下げる対策を実施しましょう。</p> <p>皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアルに従い、適切な皮膚障害等防止用保護具を着用しましょう。</p>
危険性 (爆発・火災等)	<p>引火するおそれがあるため、詳細なリスクアセスメントを実施しましょう。着火源の除去、爆発性雰囲気形成防止対策を徹底しましょう。</p> <p>熱すると火災や爆発のおそれがあるため、詳細なリスクアセスメントを実施しましょう。専門家または購入元に取り扱い方等を確認・相談のうえSDS等に従い取り扱います。</p>

※「推定ばく露濃度」が「ばく露限界値」を超える恐れがある場合（前頁の青破線枠部分を確認）

○労働者のばく露の程度が8時間のばく露に対する濃度基準値（「8時間濃度基準値」）の2分の1程度を超えると評価された場合は確認測定を実施する必要があります。

例：設定値：ばく露限界値：吸入（8時間）：2ppm

推定値：推定ばく露濃度：吸入（8時間）：0.5~5ppm

八時間濃度基準値の2分の1程度を超えると評価

「確認測定」の実施により確認

注) 濃度基準値の設定が無い物質であって一定以上のリスクがある場合の措置も同様に確認測定の実施による確認を行いましょう。

確認測定等の考え方は技術指針により示されています。

【化学物質による健康障害のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針】



公示の施行通達

PDF 「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」の制定について（令和5年4月27日付け基発0427第2号） [696KB]

PDF 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針の一部を改正する指針」について（令和5年4月27日付け基発0427第3号） [1.1MB]

PDF 「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件」について（令和6年5月8日付け基発0508第1号） [738KB]

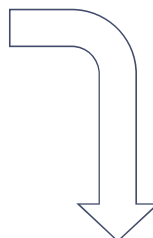
↑
← 遷移先の頁の中段付近にあり。改正分を参照

ホーム > 化学物質のリスクアセスメント実施支援

化学物質のリスクアセスメント実施支援

目次

- 労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメントについて [詳しくはこちら](#)
- リスクアセスメント支援ツール [詳しくはこちら](#)
- リスクアセスメント実施・低減対策検討の支援 [詳しくはこちら](#)
- 関連ページ [詳しくはこちら](#)



CREATE-SIMPLE (クリエイト・シンプル)	有害性・危険性	サービス業や試験・研究機関などを含め、あらゆる業種の化学物質取扱事業者に向けた簡易なリスクアセスメントツール。取扱い条件（取扱量、含有率、換気条件、作業時間・頻度、保護具の有無等）から推定したばく露濃度とばく露限界値（またはGHS区分情報）を比較する方法。平成31年3月に、経皮吸収による健康リスクと危険性のリスクを同時に見積もることが可能となりました。 【初級】	<ul style="list-style-type: none"> マニュアル FAQ検索ツール 設計基準 	<ul style="list-style-type: none"> CREATE-SIMPLE ver3.2版 (2026.3更新)
--	---------	---	---	--

クリエイト・シンプルを用いた 化学物質のリスクアセスメントマニュアル

ver.3.2対応
2026年3月

よくある質問

- ここでは、CREATE-SIMPLEに関して、よくある質問を紹介します。

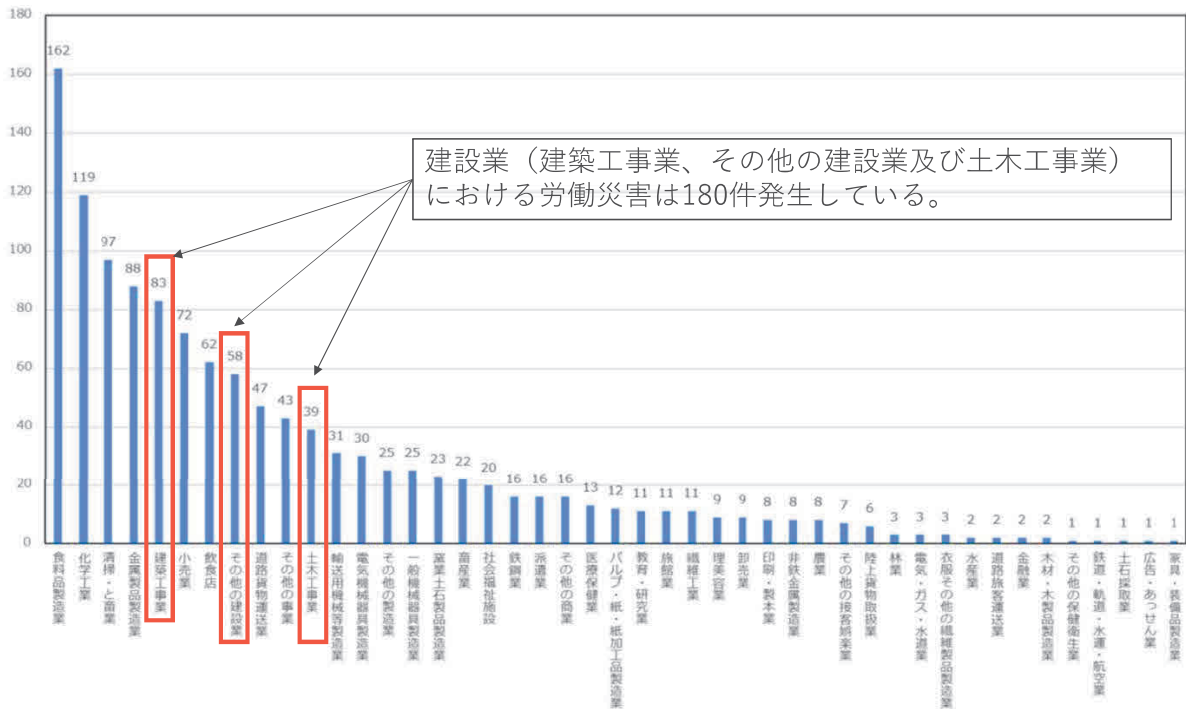
No.	Question	Answer
1	リスクアセスメントやばく露といった用語の意味について教えてください。	労働安全衛生法におけるリスクアセスメントとは、安全や健康への影響を評価し、その対策を検討することをいいます。健康への影響を評価する際には、化学物質の持つ有害性と労働者が化学物質にさらされる度合い（ばく露）と比較して、リスクを評価します。
2	厚生労働省コントロール・バンディング（CB）とは何が異なりますか。	CBと比較するとCREATE-SIMPLEは、以下の3点からより精緻にリスクアセスメントを実施することができます。 ・有害性の程度としてばく露限界値を用いていること ・取扱量少量（mL）単位が細分化されていること ・CBでは考慮していない作業条件（含有率、換気、作業時間、保護具等）の効果を考慮していること
3	混合物については、どのようにリスクアセスメントを実施すればよいですか。	SDSから混合物の成分を確認し、混合物の成分すべてを入力し、リスクアセスメントを実施してください。 例として、トリメチルベンゼン、キシレン、ノナンを主成分とするミネラルスピットの場合には、まずそれぞれの物質についてリスクを判定します。それぞれのリスク判定の結果、III & S、I & S、I & Sと判定された場合には、混合物のリスクレベルを一番リスクレベルの高いIII & Sと考慮してリスク低減対策を検討しましょう。 また混合物のGHS分類情報がある場合には、混合物のGHS分類情報を手動で入力することによって、混合物としてリスクアセスメントを行うことも可能です。
4	同じ物質を異なる作業で実施している場合には、どのように考えればよいですか。	例えば、アセトンと同じ労働者が作業A、作業B、作業Cでそれぞれ1時間使用している場合には、それぞれの作業ごとにリスクアセスメントを実施してください。その際に作業時間は作業A、B、Cの合計時間である3時間を入力すると、安全側としてリスクアセスメントを実施することができます。

主な化学物質リスクアセスメント支援ツール等

●掲載先／■主体	概要（掲載情報）
●職場のあんぜんサイト (http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm) ■厚生労働省	✓ CREATE-SIMPLE (クリエイト・シンプル) (簡易なリスクアセスメント支援ツール)
	✓ 化学物質リスク簡易評価法 (コントロール・バンディング) ・液体等取扱作業 (粉じん作業を除く) ・鉱物性粉じん又は金属性粉じん発生作業
	✓ 検知管、リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック
	✓ 爆発・火災リスクアセスメントスクリーニング支援ツール
	✓ 工業塗装、印刷、めっき作業のリスクアセスメントシート
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所	✓ プロセス災害防止のためのリスクアセスメント等実施ツール ※ 厚生労働省のスクリーニング支援ツールよりも精緻なリスクアセスメントを実施可能 (一定の専門知識を要する)。
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●ECETOC-TRA サイト ■欧州化学物質生態毒性・毒性センター (ECETOC)	✓ ECETOCが開発したリスクアセスメントツール (ECETOC-TRA)。EXCELファイル (英語版) をダウンロードして作業方法等を入力することで定量的な評価が可能。日本語マニュアルあり。 ((一社) 日本化学工業協会が日本語版を提供 (会員又は有料利用))
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●EMKG Software 2.2 ■the Federal Institute for Occupational Safety and Health (BAuA)	✓ 独安衛研 (BAuA) が提供する定量的評価が可能なリスクアセスメントツール (英語版) ✓ EMKG-EXPO-TOOL (EMKG 2.2 からばく露評価部分を抽出)

化学物質による労働災害の発生状況

(令和元年から3年までの期間における有害物等の接触による労働災害の件数)



建設業（建築工事業、その他の建設業及び土木工事業）における労働災害は180件発生している。

引用：厚生労働省「化学物質の性状に関連する強い労働災害の分析結果（令和6年11月公表）」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_55176.html

建築工事業における製品等別・作業別労働災害発生状況

(有害物質等の接触による労働災害83件の状況)



・ガス（21件）による災害が最多で、アルカリ性物質（13件）や洗剤・洗浄剤（12件）による災害が続く、これらで半数以上を占めている。
 ・作業別では、工事作業中の災害（44件）が最も多く、全体の半数以上を占めている。

引用：厚生労働省「化学物質の性状に関連する強い労働災害の分析結果（令和6年11月公表）」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_55176.html

建築工事業における化学物質による災害事例

(ガス)

作業	傷病部位	傷病名
災害発生状況		
工事	循環器系統	一酸化炭素中毒
床補修工事において、換気が不十分な状態でエンジン研磨機を使用したため、一酸化炭素中毒となった。		

(アルカリ性物質)

工事	両足太もも、両手首、ふくらはぎ辺り	薬傷
ゴム手袋の口や作業ズボンや長靴の口にコンクリートが付着したままコンクリート打設作業をしていた。突然雨が降るもそのまま作業を続けたところ、手や足がヒリヒリ痛み出し、やけど状態となった。		

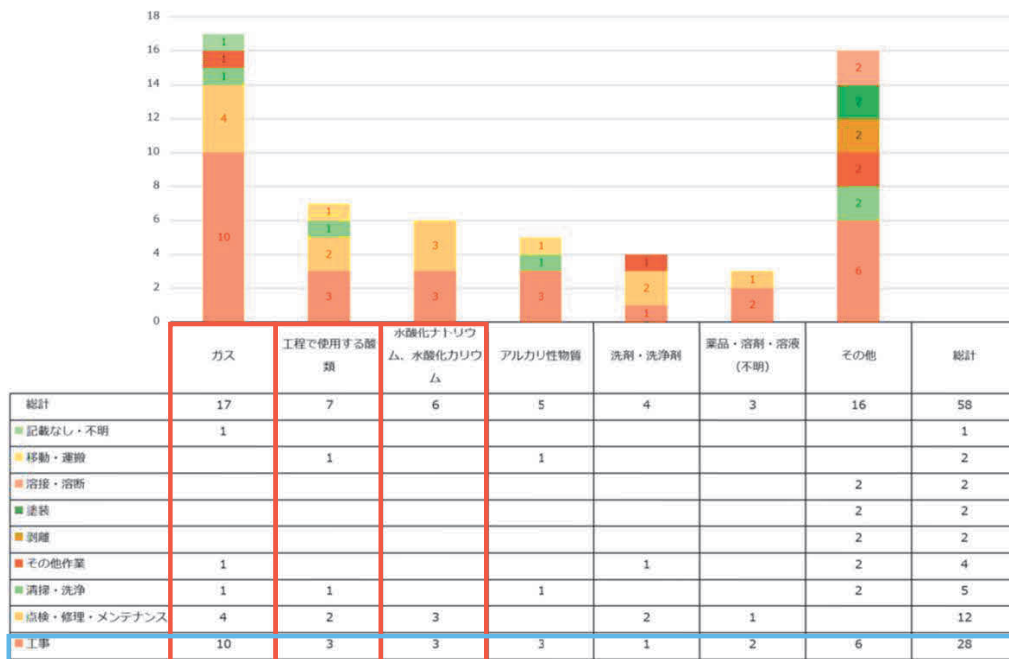
(洗剤・洗浄剤)

清掃・洗浄	手	熱傷
塗装工事現場において、外壁のタイル洗浄を薬剤（強酸性洗剤）で行っていた際、右手の手袋に穴が空いていたのに気付かず作業していたため、段々右手甲、手首が熱傷で痛み出した。		

引用：厚生労働省「化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果（令和6年11月公表）」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_55176.html）

その他の建設業における製品等別・作業別労働災害発生状況

(有害物質等の接触による労働災害58件の状況)



- ・ガス（17件）による災害が3割程度と最多。以降、工程で使用する酸類（7件）、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム（6件）と続く。
- ・作業別では工事作業中の災害（28件）がほぼ半数を占める。

引用：厚生労働省「化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果（令和6年11月公表）」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_55176.html）

(ガス) その他の建設業における化学物質による災害事例

作業	傷病部位	傷病名
災害発生状況		
改装工事	循環器系統	一酸化炭素中毒
住宅の改装工事において、エンジンカッターで土間を研っていたところ、40分経過したころ一酸化炭素中毒による体調不良となった。		

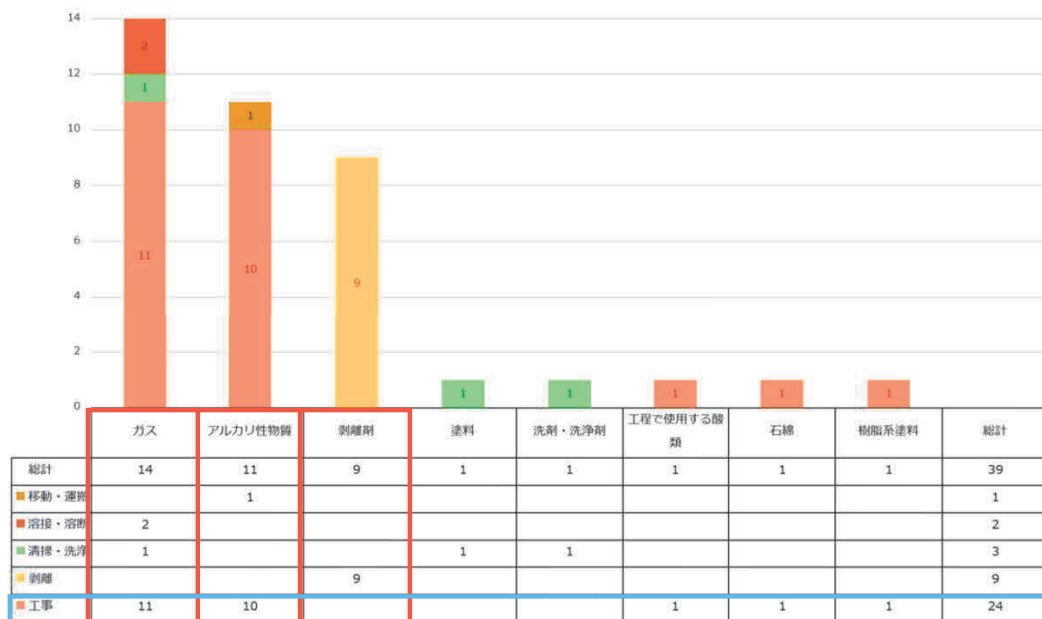
(工程で使用する酸類)

解体作業	顔面、左右前腕	化学性皮膚炎
工場構内の窒素配管の解体作業において、配管を外したところ、中に溜まっていた残液が噴き出して作業者にかかった。残液があることを事前に知らされていなかった。		
設備設置工事	頭部、両手甲部	薬傷
工場内での作業終了後に片付けをしていたところ、頭上のドレン抜き管に気づかずヘルメットで強打したためドレンがバルブごと破損し、配管内の酸性ドレンを全身に浴び、薬傷を負った。		

引用：厚生労働省「化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果（令和6年11月公表）」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_55176.html）

土木工事業における製品等別・作業別労働災害発生状況

（有害物質等の接触による労働災害39件の状況）



- ・ガス（14件）による災害、アルカリ性物質（11件）による災害、剥離剤（9件）による災害で大半を占めている。
- ・作業別では、工事中の災害（24件）が6割以上を占める。

引用：厚生労働省「化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果（令和6年11月公表）」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_55176.html）

土木工事業における化学物質による災害事例

(ガス)

作業	傷病部位	傷病名
災害発生状況		
コンクリート研り作業	循環器系統	一酸化炭素中毒
水路トンネル内で内部の土間研り作業を、エンジン発電機3台とジャバラ付き送風機2台を設置して行ったところ、一酸化炭素中毒となった。		

(アルカリ性物質)

コンクリート打設作業	足（膝から下）	難治性潰瘍
コンクリート打設作業において、水叩きコンクリートの枠内に流し込んだ生コンクリートの中に膝ぐらいまで入って生コンホッパーの作業をしたところ、長靴内にコンクリートが入り込み、炎症を起こした。		

(剥離剤)

塗膜剥離作業	呼吸器系統	急性中毒
橋梁の塗り替え塗装工事において、旧塗膜を剥離剤（水系塗膜剥離剤）で除去した後の剥離カスの集積・搬出作業を橋梁下足場内で行っていたところ、具合が悪くなった。（急性中毒）		

引用：厚生労働省「化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果（令和6年11月公表）」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_55176.html）

労働者数50人未満の事業者の皆さまへ

ストレスチェック が義務になります！

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。
(労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務とされていました。)

今般、2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されました。
(施行期日は公布後3年以内に政令で定める日)



ストレスは見えませんが、
チェックしましょう。

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、**本人のストレスへの気付き・セルフケア**を促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、**職場のストレス要因の改善**につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

ストレスチェック制度に取り組む意義

- **労働者のメンタルヘルス不調の未然防止**が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせてしまうと、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、**大きな人材の損失**となるほか、**経営上のリスク**につながってしまいます。
- また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上**といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場において、メリットも大きいと考えられます。
- こうした視点も踏まえて、事業者は、**職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け**、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。



小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「**小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル**」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。（令和8年2月公表）

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
※**マニュアルの簡略版（スタートガイド）**もあります



厚労省HP
(ストレスチェック)



専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の**産業保健総合支援センター**では、メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）による、研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**等の支援メニューが無料で受けられます。



都道府県
さんぽセンター



サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：
0570-031050
(全国统一ナビダイヤル)

受付時間：
平日10時～17時
(土日祝日、年末年始は除く)

※ 運営は厚労省所管の独立行政法人
労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「**こころの耳**」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報（メンタルヘルス対策の学習動画や、**中小企業における取組事例**など）を広く掲載しています。



ポータルサイト
「こころの耳」



(令和8年3月)

ストレスチェックを含めたメンタルヘルス対策に取り組みましょう！

仕事や職業生活にストレスを感じる労働者の割合は近年高止まりしており、メンタル不調を原因とする労災補償請求も増加しています。このような情勢を踏まえて、鳥取労働局では第14次労働災害防止推進計画において、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上、労働者数50名未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに70%以上とする目標を定めて、鳥取県内の事業場にメンタルヘルス対策への取組を促しています。

メンタルヘルス対策 5つのポイント

1 メンタルヘルスにかかる**基本方針**の表明

(労働者数50名未満の事業場) 労働者から意見を聴取する場を設け、可能なところからメンタルヘルスケアの実施を事業場トップの基本方針として表明しましょう。

(労働者数50名以上の事業場) 衛生委員会において、労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関し調査審議する必要があります。(安衛則第22条)

2 **メンタルヘルス推進担当者**の選任

(労働者数50名未満の事業場) (安全) 衛生推進者、労務管理者等からメンタルヘルスケアの実施を調整する担当者を選任しましょう。

(労働者数50名以上の事業場) 衛生管理者(安衛法第12条)等からメンタルヘルスケアの実施を調整する担当者を選任しましょう。

3 **ストレスチェック制度**の導入

(労働者数50名未満の事業場) 労働者から意見を聴く場を設けて、事業場の実態に適したストレスチェック制度を導入しましょう。

(※今後、労働者50人未満の事業場においても義務付けられます。)

(労働者数50人以上の事業場) ストレスチェック制度の導入(安衛法第66条の10)や検査結果報告書の提出(安衛則第52条の21)などが必要です。そして、検査結果をもとに集団分析を行い、職場環境の改善に努めましょう。(安衛則第52条の14)

4 **教育研修**の実施

労働者自身がストレスや心の健康について理解し、自らのストレスを予防、軽減するあるいはこれに対処するための方策について教育研修を実施しましょう。

管理監督者が心の健康に関して職場環境等の改善や労働者からの相談対応を行うことができるよう教育研修を実施しましょう。

5 **事業場外資源**の活用

労働者が利用できる相談窓口やメンタルヘルス推進担当者が相談できる事業場の外部相談窓口を利用しましょう。

ストレスチェック

できます。

ストレスチェック結果の出力、集団分析なども無料で利用できます。

2次元コードからご確認ください。



厚生労働省



「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」ダウンロードサイト

※ストレスチェック実施プログラム設置・設定に関してはコールセンター 0120-65-3167へお問い合わせください。



労働者数50人未満の事業場に即した「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」はこちら

併せて、こちらもどうぞ

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

こころの耳



鳥取産業保健総合支援センター

衛生管理者や人事労務担当者等からのメンタルヘルス対策に関する相談対応、メンタルヘルス対策の導入に関する個別訪問支援、職場復帰プログラムの作成に関する支援を行っています。

裏面のメンタルヘルス対策支援申込書でお申し込みください。

鳥取さんぽ 検索



メンタルヘルス対策支援申込書

支援無料

申込日 年 月 日

事業場名			従業員数	人
所在地	〒 -			
	TEL	- -	FAX	- -
担当者	職名	(フリガナ)		
	E-mail	氏名		
業種	<input type="checkbox"/> 製造業	<input type="checkbox"/> 建設業	<input type="checkbox"/> 運送業	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道
	<input type="checkbox"/> 情報通信業	<input type="checkbox"/> 卸・小売業	<input type="checkbox"/> 金融・保険業	<input type="checkbox"/> 不動産業
事業内容	<input type="checkbox"/> 飲食・宿泊業	<input type="checkbox"/> 医療・福祉	<input type="checkbox"/> 教育・学習支援業	<input type="checkbox"/> リービス業(その他)
	産業医			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> 個別訪問支援 <small>希望される場合、☑をつけて下さい。</small>	第一希望日		希望時間帯	
	第二希望日		希望時間帯	
<input type="checkbox"/> 支援内容 <small>右の項目で、支援希望の項目に☑をつけて下さい。(複数選択可)</small>	<input type="checkbox"/> 1 衛生委員会にかかる支援	<input type="checkbox"/> 7 職場復帰にかかる支援 (職場復帰支援プログラムの作成支援を除く)		
	<input type="checkbox"/> 2 事業場における実態の把握にかかる支援	<input type="checkbox"/> 8 教育研修の実施にかかる支援 (管理監督者及び若年労働者向けメンタルヘルス教育の実施を除く)		
	<input type="checkbox"/> 3 「心の健康づくり計画」の策定にかかる支援	<input type="checkbox"/> 9 ストレスチェック制度の導入に関する支援		
	<input type="checkbox"/> 4 メンタルヘルス対策のための事業場内体制の整備にかかる支援	<input type="checkbox"/> 10 職場復帰支援プログラム作成支援		
	<input type="checkbox"/> 5 職場環境等の把握と改善にかかる支援	<input type="checkbox"/> 11 その他		
	<input type="checkbox"/> 6 メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応にかかる支援			
<input type="checkbox"/> 管理監督者向けメンタルヘルス教育 (ストレスチェック含む) <small>希望される場合、☑をつけて下さい。</small>	第一希望日		希望時間帯	
	第二希望日		希望時間帯	
	参加者見込み数	※ ただし1事業場につき1回のみ。講師の日程調整のため、少なくとも1カ月程度は余裕を見て下さい。		
<input type="checkbox"/> 若年労働者向けメンタルヘルス教育 <small>希望される場合、☑をつけて下さい。</small>	第一希望日		希望時間帯	
	第二希望日		希望時間帯	
	参加者見込み数	※ ただし1事業場につき1回のみ。講師の日程調整のため、少なくとも1カ月程度は余裕を見て下さい。		
希望する支援の具体的内容、現在困っていること等				
<input type="checkbox"/> 健康経営マイレージ事業のメニューとして実施を希望する。 ※ 全国健康保険協会(協会けんぽ)に事業場名・所在地の情報を提供いたしますので、予めご了承ください。				

※ この申込書にご記入の上、そのままFAX番号へご送信ください。(FAX番号:0857-25-3432)

当センターホームページ内「メンタルヘルス対策」からも申込できます。

鳥取産業保健総合支援センター <https://www.tottoris.johas.go.jp>



(2023.5)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案等の概要について (諮問及び報告) (一般健康診断の検査項目等関係)

第184回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案の概要 (諮問)

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法に基づく一般健康診断について、「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」において得られた結論に基づき必要な改正を行うもの

2. 改正の概要

- 一般健康診断の項目に係る省令の改正
 - 血清クレアチニン検査を追加※1、喀痰検査を削除※2、肝機能検査の名称変更 (GOT⇒AST、GPT⇒ALT、γ-GTP⇒γ-GT) ※3
 - ※1 厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができることとする。
 - ※2 胸部エックス線検査の結果に基づき結核感染が疑われる者については、速やかに医療機関への受診勧奨を行うことを健診機関等に指導予定。
 - ※3 事業者や労働者に名称変更による混乱が生じないよう、必要に応じ、健康診断個人票について、新名称と旧名称を併記しても構わない旨健診機関に周知予定。
- その他所要の改正

3. 公布日等

公布日 : 令和8年4月(予定)
施行期日 : 令和9年4月1日

労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示案の概要（報告）

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法に基づく一般健康診断について、「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」において得られた結論に基づき必要な改正を行うもの

2. 改正の概要

- 健診項目について、医師が必要でないと認めるときは省略することができるとする基準を示す告示の改正
 - 血清クレアチニン検査：40歳未満の労働者を省略することができる者として追加（定期健康診断及び特定業務従事者の健康診断に限る）
 - 喀痰検査：検査項目からの削除に伴い、省略告示からも削除

3. 告示日等

告示日：令和8年4月（予定）

適用期日：令和9年4月1日

2

労働基準法施行規則の一部改正 （高度プロフェッショナル制度における臨時の健康診断の検査項目の見直し）

労働条件分科会（第208回）

令和8年4月17日

資料
No. 2-2

1. 改正の趣旨

- 高度プロフェッショナル制度においては、「勤務間インターバルの確保及び深夜業の回数制限」、「健康管理時間の上限措置」、「年1回以上の連続2週間の休日付与」、「臨時の健康診断」のいずれかの措置を労使委員会の決議において定め、実施することとされている。
- このうち「臨時の健康診断」の検査項目について、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目に「血清クレアチニン検査」を追加する労働安全衛生規則等の改正が行われる（令和8年3月16日安全衛生分科会諮問・答申）ことを踏まえ、見直しを行う。

2. 改正の概要

- 「臨時の健康診断」において行うべき検査項目に、「血清クレアチニン検査」を追加する。

（参考1）「労働基準法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」（平成30年12月26日 労政審答申）において、「臨時の健康診断」の検査項目は、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目であって脳・心臓疾患との関連が認められるもの」とされている。

（参考2）血清クレアチニン検査は、腎臓の機能を表すeGFR（推算糸球体濾過量）を算出するための検査。CKD（慢性腎臓病）患者は、GFR（糸球体濾過量。通常eGFRによって評価される。）が低下するほど心血管疾患イベント、心血管死、死亡のリスクが高まるとされている。（参照：日本腎臓学会「CKD診療ガイド2024」等）

3. 施行期日等

公布日：令和8年4月（予定）

施行期日：令和9年4月1日

1

産業医による労働者の健康管理等を徹底しましょう

1 産業医の選任・各種報告を適切に行っていますか？

- ◆ 労働者数50人以上の事業場では、労働安全衛生法に基づき、産業医を選任することが義務付けられています。
- ◆ 産業医を選任した場合や、産業医の辞任等があった場合には、所轄労働基準監督署長に報告することが義務付けられています。

Q 産業医を選任したとき等に労働基準監督署長に報告していますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、**産業医を選任したとき、または産業医の辞任等※¹があったときは、遅滞なく、電子申請により、所轄労働基準監督署長に報告※²する必要があります。**

※¹ 産業医の辞任、解任または退任を指します。ただし、労働者数が50人未満になった場合の産業医の辞任等の場合は、報告義務はありませんが、選任状況の適切な把握の観点から監督署への報告をお願いします。

※² 辞任等の報告は令和8年8月1日から義務づけられますが、これまでと同様、新たな産業医の選任と前任の辞任等を同時に報告いただいた場合は、辞任等の報告は不要です。

- 電子申請は「e-GOV電子申請」のほか、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」から申請可能です。



Q 産業医の辞任等があったあと、産業医を選任していますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、産業医を選任することが必要です。
- 選任していた**産業医の辞任等があったときは、当該日から14日以内に新たに産業医を選任**する必要があります。
- 産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なく**その旨・その理由を衛生委員会又は安全衛生委員会（衛生委員会等）に報告**しなければなりません。

Q 定期健康診断結果報告に産業医の氏名を記載していますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、定期健康診断を実施したときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告を所轄労働基準監督書にする必要があります。
- **定期健康診断結果報告に産業医の氏名を記載**する必要があります。

裏面（産業医による労働者の健康管理等のために事業者が行わなければならないこと）へ



事業者が行わなければならないこと

- ◆ 産業医は、衛生委員会等に参画したり、職場巡視を行ったり、労働者の健康管理等を行います。その活動が効果的なものとなるため、事業者は次のことが必要です。

○ 労働者の健康管理等のために必要な権限を産業医に付与

- 事業者が産業医に付与するべき権限には次のことが含まれます。
 - ・ 事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べること
 - ・ 労働者の健康管理等を実施するために必要な情報を労働者から収集すること
 - ・ 労働者の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、労働者に対して必要な措置をとるべきことを指示すること

○ 労働者の健康管理等のために必要な情報の産業医への提供

- 産業医に対して、次の情報を提供することが必要です。
 - ・ 健康診断、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェックに基づく面接指導実施後の講じた措置又は講じようとする措置
 - ・ 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者の氏名・当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報
 - ・ 労働者の業務に関する情報であって産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの

○ 産業医から受けた勧告を受けたときの衛生委員会等への報告等

- 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告ができます※。事業者は、その勧告を尊重しなければなりません。

※労働者と同一の場所において作業を行う直接雇用されていない労働者や請負人等に係る作業環境に関してもその事業場の産業医は勧告することができます。

- 勧告を受けたときは、遅滞なく勧告の内容、勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容を衛生委員会等に報告する必要があります。また、勧告の内容・勧告を踏まえて講じた措置の内容を記録し、3年間保存しなければなりません。
- 産業医は、衛生委員会等に対して、労働者の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることもできます。

○ 産業医等の業務の内容等の労働者への周知

- 産業医の業務の具体的な内容、産業医に対する健康相談の申出の方法、産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法を労働者に周知する必要があります。



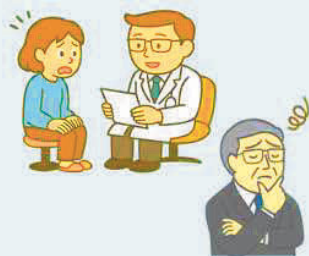
病気を抱える労働者の 治療と就業の両立支援 が努力義務になりました！

改正労働施策総合推進法（令和7年法律第63号）により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。

治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。



病気を抱える労働者の状況



がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。

今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事をする労働者は増えていきます。

治療と就業の両立支援とは



大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

両立支援に取り組む意義



労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。

指針と支援ツールを活用して、できる取組から始めましょう

治療と就業の両立支援指針

留意事項

- 労働者本人の申出
- 労働者との十分な話し合い、上司・同僚の理解
- 個人情報の保護

両立支援を行うための環境整備

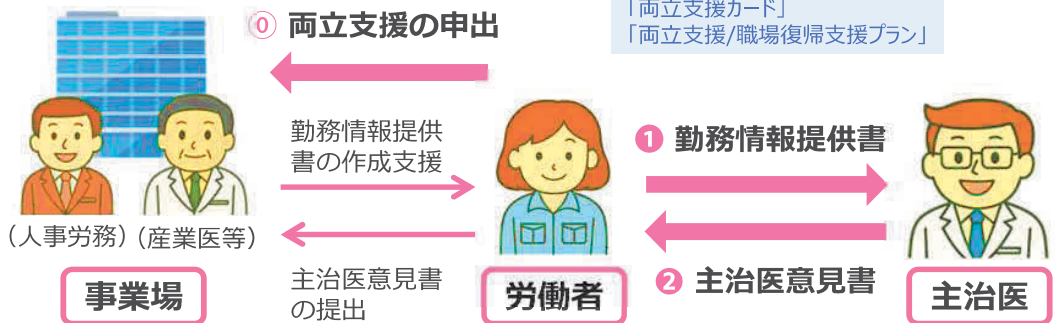
- トップの方針表明
- 研修等を通じた意識啓発
- 相談窓口の明確化・社内の支援体制の整備
- 休暇制度・勤務制度の整備（例：時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務 等）

個別の両立支援の進め方

様式例の活用による、主治医や産業医等と連携した支援フロー

③ 両立支援プランの作成

就業継続の可否や就業上の措置等は、主治医意見書を基に、産業医等の意見を踏まえ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定。



両立支援ナビをチェック



厚労省の運営するポータルサイト「**治療と仕事の両立支援ナビ**」では、

- ・指針に沿った取組の実践的ガイダンス
- ・企業の取組事例

など総合的な情報提供を行っていますので、参考にしてください。



両立支援コーディネーター



社内での相談窓口、両立支援の調整役となる人材を育てましょう。

両立支援コーディネーター養成研修はウェブで無料で受けることができますので、人事労務担当者や産業保健スタッフを受講させるといいでしょう。



専門スタッフの支援を活用



都道府県**産業保健総合支援センター**では、両立支援の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が配置されており、

- ・研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**
- ・事業主と労働者との個別の両立支援の調整及び両立支援プランの作成支援等支援が無料で受けられます。



地域の支援情報



都道府県労働局に設置されている「**地域両立支援推進チーム**」では、自治体や地域の支援機関等と連携して、

- ・両立支援のイベントの実施
- ・事業主等が活用可能な**各地域における支援事業の情報**の提供等を行っています。